

稻城市介護支援ボランティア制度実施報告書

～令和6年度の運用状況について～

稻城市

目 次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 第1章 稲城市介護支援ボランティア制度の概要等 | 1 |
| 1 介護支援ボランティア制度の具体的内容 | 1 |
| 2 基本方針 | 1 |
| 3 管理機関 | 3 |
| 4 介護支援ボランティア受入機関等 | 3 |
| 5 介護支援ボランティア活動実績の把握 | 4 |
| 6 評価ポイント | 4 |
| 7 評価ポイント転換交付金 | 5 |
| 8 市民への制度周知方法 | 5 |
| 9 令和7年度実施に際してのスケジュール | 6 |
| 10 令和5年度決算額、令和6年度決算額及び 令和7年度予算額 | 6 |
| 第2章 稲城市介護支援ボランティア実施状況 | 8 |
| 1 介護支援ボランティア登録者数の状況 | 8 |
| 2 介護支援ボランティアの評価ポイント付与状況及び交付金申請者 | 8 |
| 3 介護支援ボランティア受入機関等数の状況 | 9 |
| 第3章 稲城市介護支援ボランティア実施状況アンケート調査 | 11 |
| 1 調査目的 | 11 |
| 2 調査方法等 | 11 |
| 3 調査結果 | 11 |
| 第4章 稲城市介護支援ボランティア受入機関等意見交換会 | 14 |
| 1 意見交換会の開催目的 | 14 |
| 2 受入機関会に向けたアンケート調査 | 14 |
| 3 介護支援ボランティア受入機関等意見交換会次第 | 18 |
| 4 介護支援ボランティア受入機関等意見交換会議事録 | 19 |
| 第5章 介護予防効果の検証 | 24 |
| 1 稲城市介護支援ボランティア制度の保険料抑制効果からみる介護予防効果 | 24 |

| | |
|---------------------------------|----|
| 参考資料 | 25 |
| ・稻城市介護支援ボランティア制度実施要綱 | 26 |
| ・健康に心配なし手帳～介護支援ボランティア手帳（令和6年度版） | 35 |
| ・介護支援ボランティア制度視察受入状況 | 43 |

第1章 稲城市介護支援ボランティア制度の概要等

1 介護支援ボランティア制度の具体的内容

稻城市的介護支援ボランティア制度は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項に規定する介護予防事業として、高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するために実施する事業である。

具体的には、高齢者が行った介護支援ボランティア活動の実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、その高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものである。

この介護支援ボランティアの対象となる高齢者は、稻城市における介護保険第1号被保険者とし、介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動は市長が指定するものとしている。また、介護支援ボランティアは、市長の指定を受けた介護支援ボランティア受入機関等で介護支援ボランティア活動を行う。

2 基本方針

稻城市的介護支援ボランティア制度では、次の基本方針を定めている。

基本方針

- ・ 介護支援ボランティア制度は、高齢者がボランティア精神を尊重し、地域において高齢者自らの介護予防を推進するように配慮した運営がなされなければならない。
- ・ 介護支援ボランティア制度の実施に当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。
- ・ 介護支援ボランティア制度の運営に当たっては、次の効果を上げることができるよう配慮しなければならない。
 - (1) 地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まること。
 - (2) 社会参加活動等に参加する元気な高齢者が増加すること。
 - (3) 要介護高齢者等に対する介護支援ボランティア活動に関心が高まること。
 - (4) 介護給付費等の抑制につながること。

(参考)

稻城市介護支援ボランティア制度の概要（令和6年度）

1 概要

高齢者の介護支援ボランティア活動実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、当該高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した「介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金」を交付する制度（一定の社会参加活動をした者に対し、活動実績に応じて、実質的に保険料負担を軽減するもの。）

2 目的

高齢者が介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することを積極的に奨励・支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、市民の共同連帯の理念に基づき稻城市介護支援ボランティア制度を設け、もっていきいきとした地域社会となることを目的とする。

3 内容

| (1) | 制度根拠 | ・介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項 ・地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号）別記1(2)イ（ウ） ・稻城市介護保険条例（平成12年条例第8号）第15条の6 ・稻城市介護支援ボランティア制度実施要綱（平成19年7月9日市長決裁） | | | | |
|---|---|--|-----|-----|---|---|
| (2) | 介護支援ボランティア | 稻城市の介護保険第1号被保険者であり、管理機関へ登録を行った者 | | | | |
| (3) | 介護支援ボランティア活動 | 市長が指定する介護支援ボランティア事業及び活動 <table border="1"><thead><tr><th>事 業</th><th>活 動</th></tr></thead><tbody><tr><td>① 介護保険対象施設 ② 市が委託する地域支援事業（介護予防事業） ③ ふれあいセンター ④ 高齢者会食会 ⑤ その他</td><td>① レクリエーション等の指導、参加支援 ② お茶だしや食堂内の配膳、下膳等の補助 ③ 喫茶等の運営補助 ④ 散歩、外出、館内移動の補助 ⑤ 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露等の行事の手伝い ⑥ 話し相手 ⑦ 施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動 (例－草刈、洗濯物の整理、シーツ交換等) ⑧ その他 (例－高齢者世帯のゴミ出し等)</td></tr></tbody></table> | 事 業 | 活 動 | ① 介護保険対象施設 ② 市が委託する地域支援事業（介護予防事業） ③ ふれあいセンター ④ 高齢者会食会 ⑤ その他 | ① レクリエーション等の指導、参加支援 ② お茶だしや食堂内の配膳、下膳等の補助 ③ 喫茶等の運営補助 ④ 散歩、外出、館内移動の補助 ⑤ 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露等の行事の手伝い ⑥ 話し相手 ⑦ 施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動 (例－草刈、洗濯物の整理、シーツ交換等) ⑧ その他 (例－高齢者世帯のゴミ出し等) |
| 事 業 | 活 動 | | | | | |
| ① 介護保険対象施設 ② 市が委託する地域支援事業（介護予防事業） ③ ふれあいセンター ④ 高齢者会食会 ⑤ その他 | ① レクリエーション等の指導、参加支援 ② お茶だしや食堂内の配膳、下膳等の補助 ③ 喫茶等の運営補助 ④ 散歩、外出、館内移動の補助 ⑤ 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露等の行事の手伝い ⑥ 話し相手 ⑦ 施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動 (例－草刈、洗濯物の整理、シーツ交換等) ⑧ その他 (例－高齢者世帯のゴミ出し等) | | | | | |
| (4) | 活動実績の把握 | 介護支援ボランティアが持参する介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印。 | | | | |
| (5) | 評価ポイントの付与 | 介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて最大5,000ポイントの評価ポイントを付与。 | | | | |
| (6) | 評価ポイント転換交付金 | 介護支援ボランティア手帳を添えて、評価ポイント活用を申し出る。 交付額は、年度内で最大5,000円。 | | | | |
| (7) | その他 | 介護保険料の未納又は滞納がある場合、評価ポイント転換交付金は交付しない。 | | | | |

4 管理機関 稲城市社会福祉協議会（評価ポイントの管理、付与等）

5 施行日 平成19年9月1日

3 管理機関

稻城市の介護支援ボランティア制度では、介護支援ボランティアの登録、介護支援ボランティア手帳の交付、介護支援ボランティア評価ポイントの付与及び管理並びに介護支援ボランティア評価ポイント基金管理の業務は、介護支援ボランティア管理機関が行う。この管理機関は、稻城市社会福祉協議会とし、稻城市からの委託を受けて管理機関としての業務を行う。

4 介護支援ボランティア受入機関等

稻城市介護支援ボランティア制度では、介護支援ボランティアの活動先は市長が指定を行う。この活動先を「介護支援ボランティア受入機関等」と称し、介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動についての指定を受ける。

介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動の指定要件

- 1 稲城市内の施設又は場所における活動であること。
- 2 介護保険事業に関する活動であること。
- 3 ホームヘルプサービスで行うべき業務の代替でないこと。
- 4 事業所等が本来行うべき業務の代替でないこと。
- 5 活動の結果、一定の介護予防の効果が見込まれること。

受入機関等がこの指定を受けようとするときは、市長へ申請しなければならない。市長は、この申請に基づき指定し、又は却下したときは、申請者に通知する。

また、市長は、既に指定を受けていた介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、その指定を取り消したときは指定を受けていた者に通知する。

受入機関等は、介護支援ボランティアが活動を行った場合は、当該活動時間等に応じ、回数を単位として評価する。受入機関等は、介護支援ボランティア活動を1時間につき1回として評価する。ただし、介護支援ボランティア活動を1日において2時間以上行った場合又は2か所以上で行った場合については当該活動を2回までとして評価する。この評価の方法は、介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印することによって行う。ただし、社会福祉協議会のごみ出しなどのちょっとしたボランティアの場合は、継続的な活動について週1回以上の活動を（回数に関わらず）1回として評価するものとする。

5 介護支援ボランティア活動実績の把握

介護支援ボランティア活動を行おうとする者は、介護支援ボランティア登録申請書を管理機関に提出し、管理機関は、介護支援ボランティアに対し、介護支援ボランティア手帳を交付する。

管理機関は、前年度の活動実績について、介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて評価ポイントを付与することができる。評価ポイントの付与を行ったときは、介護支援ボランティア手帳に介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印を押印する。

介護支援ボランティア手帳は、「健康に心配なし手帳」と称し、オリジナルのマークを入れた。また、「株式会社よみうりランド」及び、Jリーグサッカーチーム「東京ヴェルディ」が介護支援ボランティア制度を応援していることから、ロゴが記載されている。

介護支援ボランティア手帳には、介護支援ボランティアの利便を図るため、登録事項、制度解説、Q & A、ボランティア活動の心得、ボランティア活動保険について、稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱、スタンプ押印欄ページ、評価ポイント記録簿、介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書、介護支援ボランティア登録申請書、介護支援ボランティア活動先一覧が収録されている。

6 評価ポイント

評価ポイントの付与基準は次のとおりとする。

| 活動実績 | 付与する評価ポイント |
|------------|------------|
| 10回から19回まで | 1,000 ポイント |
| 20回から29回まで | 2,000 ポイント |
| 30回から39回まで | 3,000 ポイント |
| 40回から49回まで | 4,000 ポイント |
| 50回以上 | 5,000 ポイント |

活動実績及び評価ポイントは、第三者へ譲渡することはできない。管理機関は、介護支援ボランティアに付与した評価ポイント数、活用ポイント数及び差し引き残高ポイント数について、当該付与の日から介護支援ボランティア制度の廃止の日後2年を経過する日まで、継続的に管理するものとする。

7 評価ポイント転換交付金

評価ポイントを活用して評価ポイント転換交付金の交付を受けようとする介護支援ボランティアは、介護支援ボランティア手帳を添えて市長に申出るものとする。ただし、介護支援ボランティアの介護保険料にかかる未納又は滞納がある場合は、当該評価ポイント転換交付金は交付しない。

市長は、この申出があった場合、介護保険料に係る未納又は滞納が無いときは、介護支援ボランティア手帳を添付のうえ、管理機関へ伝達するものとする。

管理機関は、この伝達に基づき、その評価ポイント活用の申出者の蓄積した評価ポイントを換金し、年度ごとに5,000円を限度として、評価ポイント活用の申出者に対して介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付する。

介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金の算定基準は、次のとおりとする。

| 評価ポイント | 介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金 |
|------------|-----------------------|
| 1,000 ポイント | 1,000 円 |
| 2,000 ポイント | 2,000 円 |
| 3,000 ポイント | 3,000 円 |
| 4,000 ポイント | 4,000 円 |
| 5,000 ポイント | 5,000 円 |

8 市民への制度周知方法

市民が65歳になった際及び65歳以上の者が市へ転入した際に、介護保険料納入通知書と共に介護支援ボランティア周知チラシを同封している。また、稲城市広報いなぎ（令和6年11月1日号）により、市民への制度の周知を行った。



9 令和6年度実施に際してのスケジュール

令和6年度実施に際してのスケジュールは、概ね以下のとおりである。

| | |
|--------|--|
| 令和6年4月 | ・管理機関委託契約（稻城市・管理機関（社会福祉協議会）） |
| | ・評価ポイント付与開始 |
| 7月 | ・評価ポイント転換交付金申請受付開始 |
| 8月 | ・転換交付金交付開始 |
| 10月 | ・5,000 ポイント達成者によるみうりランド入場券・ウェルディ 観戦ツアープレゼント |
| 令和7年2月 | ・介護支援ボランティア受入機関等意見交換会実施 |
| 3月 | ・地域支援事業交付金精算 (稻城市・管理機関（社会福祉協議会）) |

10 令和5年度決算額、令和6年度決算額及び令和6年度予算額

令和5年度決算額 1,028,943円（管理機関への委託）

| 委託料の積算内訳 | 金額 |
|-----------------------------------|--------------------|
| 需用費（消耗品費） 事務用消耗品（用紙、インク、ファイル等） | 178,276円 |
| 役務費 振込手数料 郵送料 | 74,570円 14,010円 |
| 使用料及び賃借料 パソコンリース料 | 42,600円 |
| 負担金補助及び交付金 転換交付金 | 540,000円 |
| 事務管理料 | 135,736円 |
| 消費税・印紙税 | 42,761円 |

令和6年度決算額 1, 018, 582円 (管理機関への委託)

| 委託料の積算内訳 | 金額 |
|-----------------------------------|----------------------|
| 需用費（消耗品費） 事務用消耗品（用紙、インク、ファイル等） | 146, 674円 |
| 役務費 振込手数料 郵送料 | 70, 260円 24, 780円 |
| 使用料及び賃借料 パソコンリース料 | 37, 571円 |
| 負担金補助及び交付金 転換交付金 | 499, 000円 |
| 事務管理料 | 189, 434円 |
| 消費税・印紙税 | 50, 863円 |

令和7年度予算額 1, 636, 000円 (管理機関への委託)

| 委託料の積算内訳 | 金額 |
|-----------------------------------|-----------------------|
| 需用費（消耗品費） 事務用消耗品（用紙、インク、ファイル等） | 171, 000円 |
| 役務費 振込手数料 郵送料 | 100, 000円 42, 000円 |
| 使用料及び賃借料 パソコンリース料 | 39, 000円 |
| 負担金補助及び交付金 転換交付金 | 1, 000, 000 円 |
| 事務管理料 | 135, 000円 |
| 消費税・印紙税 | 149, 000円 |

第2章 稲城市介護支援ボランティア実施状況

1 介護支援ボランティア登録者数の状況

介護支援ボランティア登録者数は 986 人（うち昨年度末登録者は 939 人、今年度新規登録者は 47 人、令和 7 年 3 月 31 日現在で転出や死亡等による資格喪失者は 247 人）であった。登録者の年齢構成は、次表のとおりである。

（令和 7 年 3 月 31 日現在：資格喪失者 247 人を除く）

| 年齢区分（才） | 男性 | | 女性 | | 全体 | |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| 65-69 | 1 人 | 12.5% | 7 人 | 87.5% | 8 人 | 1.2% |
| 70-74 | 7 人 | 8.9% | 72 人 | 91.1% | 79 人 | 10.7% |
| 75-79 | 20 人 | 10.8% | 166 人 | 89.2% | 186 人 | 25.2% |
| 80-84 | 44 人 | 17.1% | 214 人 | 82.9% | 258 人 | 34.9% |
| 85- | 37 人 | 17.8% | 171 人 | 82.2% | 208 人 | 28.1% |
| 合 計 | 109 人 | 14.7% | 630 人 | 85.3% | 739 人 | 100.0% |

小数点以下第 2 位を四捨五入した割合。

2 介護支援ボランティアの評価ポイント付与状況及び交付金申請者

令和 6 年度登録者 986 人のうち交付金申請者数

| | | |
|------------|-------|--------------|
| 1,000 ポイント | 16 人 | 16,000 ポイント |
| 2,000 ポイント | 67 人 | 134,000 ポイント |
| 3,000 ポイント | 38 人 | 114,000 ポイント |
| 4,000 ポイント | 21 人 | 84,000 ポイント |
| 5,000 ポイント | 55 人 | 275,000 ポイント |
| 合 計 | 197 人 | 623,000 ポイント |

3 介護支援ボランティア受入機関等数の状況

介護支援ボランティア受入指定を受けた団体は 24 団体であった。

内訳は、社会福祉法人が 6 団体、株式会社が 11 団体、有限会社が 2 団体、NPO 法人が 1 団体、医療法人が 1 団体、公共団体が 1 団体、その他の団体が 2 団体であった。

指定を受けた活動内容は、「(1) レクリエーション等の指導、参加支援」が 23 団体、「(2) お茶だし、食堂内の配膳、下膳等の補助」が 12 団体、「(3) 喫茶等の運営補助」が 12 団体、「(4) 散歩、外出、館内移動の補助」が 16 団体、「(5) 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露等の行事の手伝い」が 16 団体、「(6) 話し相手」が 19 団体、「(7) 施設職員と共にを行う軽微かつ補助的な活動」が 15 団体、「(8) その他（高齢者世帯のゴミ出し等）」が 1 団体であった。

介護支援ボランティアの受け入れ団体の指定申請の受付状況

| 指定団体名など（全 25 団体） | 活動内容（※） | | | | | | | |
|--|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) | (7) | (8) |
| 稲城市（介護予防推進事業） | | | | | 対象 | | | |
| 稲城市社会福祉協議会 (ふれあいセンター事業) | 対象 | | | | 対象 | 対象 | 対象 | 対象 |
| ペアウエル多摩川 | 対象 | 対象 | 対象 | 対象 | 対象 | 対象 | 対象 | |
| NPO法人 支え合う会みのり (高齢者会食会など) | 対象 | 対象 | | 対象 | 対象 | 対象 | 対象 | |
| ベストライフたま | 対象 | | 対象 | 対象 | 対象 | 対象 | 対象 | |
| 平尾会（ひらお苑） | 対象 | 対象 | 対象 | 対象 | 対象 | 対象 | 対象 | |
| 博愛会（ハーモニー松葉） | 対象 | 対象 | 対象 | 対象 | 対象 | 対象 | 対象 | |
| いなぎ苑 | 対象 | 対象 | 対象 | 対象 | 対象 | 対象 | 対象 | |
| いなぎ正吉苑 | 対象 | 対象 | 対象 | 対象 | 対象 | 対象 | 対象 | |
| NPO法人 NPO ふれあい広場ボーボーの木 | 対象 | | 対象 | | 対象 | | | |
| デンマークイン若葉台 | 対象 | 対象 | | 対象 | 対象 | 対象 | 対象 | |
| ニチイホーム稲城 | 対象 | | | | | 対象 | 対象 | |
| アクアメイト稲城通所介護事業所 | 対象 | 対象 | | 対象 | 対象 | 対象 | 対象 | |
| そんぽの家稲城矢野口 | 対象 | 対象 | 対象 | 対象 | | 対象 | | |
| 稲城柔道接骨師会デイサービス | 対象 | | | | | 対象 | 対象 | |
| 平尾ベルの会 | 対象 | | 対象 | | 対象 | | | |
| やのくち正吉苑 | 対象 | 対象 | 対象 | 対象 | 対象 | 対象 | 対象 | |
| そんぽの家 S 稲城長沼 | 対象 | | 対象 | 対象 | | 対象 | | |
| そんぽの家 S 稲城 | 対象 | | 対象 | 対象 | | 対象 | 対象 | |
| 小規模多機能型居宅介護みんなの家・稲城長沼 グループホームみんなの家・稲城長沼 | 対象 | 対象 | | 対象 | 対象 | 対象 | 対象 | |
| 稲城ケアセンターそよ風 | 対象 | 対象 | | | 対象 | 対象 | | |
| 看多機かえりえ平尾 | 対象 | | | 対象 | | 対象 | | |
| コーチャハイム平尾 | 対象 | | | 対象 | | | | |
| コンパスウォーク稲城 | 対象 | | | | | | | |

活動内容（※）

- (1) レクリエーション等の指導、参加支援
- (2) お茶だしや食堂内の配膳、下膳等の補助
- (3) 喫茶等の運営補助
- (4) 散歩、外出、館内移動の補助
- (5) 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露等の行事の手伝い
- (6) 話し相手
- (7) 施設職員と共にを行う軽微かつ補助的な活動
(例 草刈、洗濯物の整理、シーツ交換等)
- (8) その他（例 高齢者世帯のゴミ出し等）

第3章 稲城市介護支援ボランティア実施状況アンケート調査

1 調査目的

介護支援ボランティア登録者について、令和6年度の活動状況並びに制度への感想・要望を明らかにし、今後の制度運営への資料とする。

2 調査方法等

1. 調査対象 介護支援ボランティア活動者
2. 調査方法 次年度手帳交付時に用紙を配布し、任意で回答を依頼
3. 調査時期 令和7年3月下旬から5月下旬
4. 回収結果 有効回収数 77枚

3 調査結果

1. 活動期間及び頻度について・・・3年以上の活動者が約7割となった。
活動頻度に関しては、1月あたり5回未満が約7割となり、週1回もしくは2週間に1回程度の活動が中心となっている。
2. 介護支援ボランティア制度について・・・約9割が良い制度であると評価している。
3. 健康観の変化について・・・約9割の活動者が「張り合いが出てきた」、「健康になった」という良い健康観の変化を感じている。また、変わらないと回答した登録者は約2割程度いる（複数回答可）。
4. 現在の活動状況について・・・昨年度以前と同じように身近な方と関わる活動を中心に行われており、ご自分の得意なことを活かして活動されている様子がわかった。
5. 介護支援ボランティア手帳について・・・特にご意見等はなかった。
6. 制度についての自由記載・・・今後の制度の発展についてのご意見があつた。

※アンケートの自由記載欄に関する回答は一部修正、省略して掲載しています。

【 令 和 6 年 度 活 動 分 】

介 護 支 援 ボ ラ ン テ ィ ア 制 度 ア ン ケ ー ト

77 枚回収

1. 介護支援ボランティアとしての活動期間および活動頻度をお教えください。

活動期間

| | | | | | |
|------|----|-------|------|-----|--------|
| 1年未満 | 3人 | 3.9% | 1～2年 | 8人 | 10.4% |
| 2～3年 | 6人 | 7.8% | 3年以上 | 51人 | 66.2% |
| 無回答 | 9人 | 11.7% | 合計 | 77人 | 100.0% |

活動頻度（1月あたり）

| | | | | | |
|------|-----|-------|------|-----|-------|
| 5回未満 | 53人 | 68.8% | 5回以上 | 17人 | 22.1% |
| 無回答 | 7人 | 9.1% | 合計 | 77人 | 100% |

2. 介護支援ボランティア制度について、どのように思いますか。（ひとつのみ回答）

| | | |
|--------------|-----|--------|
| ① 良い制度だと思う | 70人 | 90.9% |
| ② 普通の制度だと思う | 2人 | 2.6% |
| ③ 見直しが必要だと思う | 0人 | 0.0% |
| ④ その他 | 0人 | 0.0% |
| ⑤ 無回答 | 5人 | 6.5% |
| 合計 | 77人 | 100.0% |

3. 介護支援ボランティアの活動によって、健康面や精神面に変化はありましたか。（いくつでも回答可）

| | | |
|-------------|-----|--------|
| ① 張り合いが出てきた | 46人 | 59.7% |
| ② 健康になった | 20人 | 26.0% |
| ③ 変わらない | 16人 | 20.8% |
| ④ 体調をくずした | 0人 | 0.0% |
| ⑤ その他 | 5人 | 6.5% |
| ⑥ 無回答 | 3人 | 3.9% |
| 合計 | 77人 | 100.0% |

小数点第2位四捨五入。

4. 介護支援ボランティアにおいて、現在の活動状況を教えてください。また、この1年間で生活や体調に変化等がありましたら自由にご記入ください。
(概要記載)

| |
|-----------------------------------|
| 一年間、通っておかげで元気で過ごせました。 |
| 新しい知り合いができて生活に変化が出ました。 |
| 月3回程度ふれあいセンターの登板で参加しています。 |
| 体操をした後はとてもスッキリして気持ちが良くなりました。 |
| 俳句はずっと続けていてやりがいになっています。 |
| 小物作りは、楽しく、作品が仕上がるごとに達成感があります。 |
| 自身の活動範囲が広がり、体験が増し、楽しみが増しました。 |
| 月に2~3回ふれあいセンターコーディネーターとして活動しています。 |

5. 介護支援ボランティア手帳について、掲載してほしい情報があれば教えてください。
(概要記載)

特にご意見等はなかった。

6. 介護支援ボランティア制度について、ご感想・ご意見等ありましたら自由にご記入ください。
(概要記載)

| |
|------------------------------------|
| 高齢者が楽しめる場所ですのでこれからも充実していけば良いと思います。 |
| コーディネーター以外の方達が多く参加してくれるようになるといいです。 |
| 高齢化していますので介護支援ボランティア制度が必要だと思います。 |

第4章 稲城市介護支援ボランティア受入機関等意見交換会

1 意見交換会の開催目的

稲城市介護支援ボランティア受入機関等との情報交換を通して制度をより良いものにしていくこと、また受入機関等で制度運営上困っている点や疑問点などを解消することを目的として開催した。

2 意見交換会に向けたアンケート調査

意見交換会開催にあたって、受入機関等の現状や議題の選定等を目的として、アンケート調査を実施した。

1. 調査対象 介護支援ボランティア受入機関等 23 団体
2. 調査方法 メール、FAX、郵送による回収
3. 調査時期 令和7年1月
4. 回収結果 有効回収数 19 団体
5. アンケート調査結果

介護支援ボランティアの受入状況について

問1 令和6年12月現在、介護支援ボランティアを受け入れていますか。

答1

| | | |
|------------|-------|-------|
| ① 受け入れている | 13 機関 | 68.4% |
| ② 受け入れていない | 6 機関 | 31.6% |
| 合計 | 19 機関 | |

問2 問1で「①受け入れている」と回答された方にお伺いします。新型コロナウイルス感染症の影響等で、受け入れなかった期間はありますか。

答2

| | | |
|-------|------|-------|
| ① ある | 5 機関 | 38.4% |
| ② ない | 7 機関 | 53.8% |
| ③ 無回答 | 1 機関 | 7.7% |
| 合計 | 機関 | |

「ある」と回答した機関で受け入れなかった期間は各機関で異なり、緊急事態宣言や新型コロナウイルス感染者数の増加に合わせて停止していました。

小数点第2位四捨五入。

問3 問1で「①受け入れている」と回答された方にお伺いします。介護支援ボランティアは週にどの程度活動していますか

答3

| | | |
|---------------|-------|-------|
| ① ほぼ毎日（週5日程度） | 0 機関 | 0.0% |
| ② 週3～4日程度 | 2 機関 | 15.4% |
| ③ 週1～2日程度 | 6 機関 | 46.2% |
| ④ 不定期 | 4 機関 | 34.3% |
| ⑤ その他 | 1 機関 | 7.7% |
| ⑥ 無回答 | 0 機関 | 0.0% |
| 合計 | 13 機関 | |

小数点第2位四捨五入。

問4 問1で「①受け入れている」と回答された方にお伺いします。現在、各曜日およそ何人の介護支援ボランティアが活動されていますか。

答4 省略します。

問5 問1で「①受け入れている」と回答された方にお伺いします。貴機関ではボランティアを最大で何人くらいまで受入可能ですか。

答5 省略します。

問6 問1で「①受け入れている」と回答された方にお伺いします。ボランティアの受入状況はいかがですか。

答6 省略します。

問7 問1で「①受け入れている」と回答された方にお伺いします。令和6年12月現在、受け入れの活動内容は何ですか。該当するものすべてに○をつけてください。

答7

| | | |
|------------------------------------|-------|-------|
| ① レクリエーション等の披露、指導、参加支援 | 10 機関 | 76.3% |
| ② 配膳、下膳などの補助 | 6 機関 | 46.2% |
| ③ 喫茶などの運営補助 | 3 機関 | 23.1% |
| ④ 散歩、外出、館内移動の補助 | 2 機関 | 15.4% |
| ⑤ 行事等の手伝い（模擬店、会場設営、芸能披露、利用者の移動補助等） | 5 機関 | 38.5% |
| ⑥ 話し相手 | 7 機関 | 53.8% |
| ⑦ 洗濯物の整理 | 2 機関 | 15.4% |
| ⑧ 草木の水やり、草刈り | 2 機関 | 15.4% |
| ⑨ シーツ交換の補助 | 1 機関 | 7.7% |
| ⑩ 衣服の繕い、リフォーム | 1 機関 | 7.7% |
| ⑪ その他 | 2 機関 | 15.4% |
| 回答受入機関 | 13 機関 | |

「① 「⑪その他」の具体的な内容は、清掃やゴミ出しに関する内容でした。
小数点第2位四捨五入。

問8 問1で「①受け入れている」と回答された方にお伺いします。ボランティアが貴機関に入室しない形で、導入を検討しているものや、実施したいものなどありますか。該当するものすべてに○をつけてください。

答8 省略します。

問9 問1で「①受け入れている」と回答された方にお伺いします。受け入れるために工夫していることや取り組んでいることがあれば、ご記入ください。

答9

- ・昼食を無料で提供している。
- ・社協ホームページに募集情報を載せている。来苑された方への声かけを行って感謝をお伝えしている。
- ・無理をせずできる範囲での手伝いをすることで長く付き合っていく。
- ・検便などの費用をもつ、ボランティアの希望の時間を調整。
- ・ご入居者・ボランティアの方、共に楽しんで頂けるように意見を聞く。

問10 問1で「①受け入れている」と回答された方にお伺いします。受け入れの際に、課題や問題となっていることがあればご記入ください。

答10

- ・実際どこまで管理していいのか不明。
- ・どんなスキルを持った方がいるか教えてほしい。

問11 問1で「②受け入れていない」と回答された方にお伺いします。今後受け入れ再開の予定はありますか。

答11 省略します。

問12 問1で「②受け入れていない」と回答された方にお伺いします。受け入れられることで生じた課題や問題があればご記入ください。

答12

- ・ボランティアの方の高齢化により説明がうまく伝わらないことがある。
- ・来ていただきたい内容のボランティアが集まらない。
- ・検便などの費用を持つ、ボランティアの希望の時間を調整。
- ・依頼をしていますが参加者がいない。
- ・地域との交流が低下している。昨年再開を検討していたが、コロナのクラスターが発生したことで断念。

問13 ボランティア受入機関としてこの制度についてご意見、ご感想、困ったこと、運営上の疑問などをご記入ください。

答 1 3

- ・高齢者が元気に社会参加できる制度であり、スタンプをためる楽しさ、モチベーションが上がる。
- ・高齢者が社会参加できる場ができるてよいと思う。若い方がボランティアに来てくれた時スタンプをあげられないのが残念。
- ・社会福祉法人は比較的に募集者が多くて、民間施設の受け入れ率、状況、周知などは社協の協力が必要。
- ・ボランティアの活動状況がほしいです。
- ・やりとり（最初のつながり）が不透明、急な休みの連絡がこない時の対応が難しい。

問 1 4 貴機関・施設ではボランティア受け入れの担当者はいらっしゃいますか。

答 1 4 省略します。

問 1 5 ボランティアの活動に関して特記するございましたらご記入ください。

答 1 5 省略します。

その他

問 1 6 意見交換会において、各受入機関に聞きたいことがあればご記入ください。

答 1 6 (意見交換会の議題とさせていただきました)。

- (1) ボランティアの方の対応で困ったことはありますか？
- (2) ボランティアの方をどのように施設に誘導しているのでしょうか？

3 介護支援ボランティア受入機関等意見交換会次第

介護支援ボランティア受入機関意見交換会 次第

日 時：令和7年2月26日（水） 10時～11時

30分

場 所：マスヤビル 205号室

開会

議題

1 介護支援ボランティア制度について

- (1) 市役所高齢福祉課より
 - ・制度の趣旨について
 - ・令和5年度実施報告書について
- (2) 社会福祉協議会より
 - 登録など事務の流れについて

2 提案議題等

- (1) ボランティアの方の対応で困ったことはありますか？
 - ・また、その際はどのように対応されたか伺いたい。
- (2) ボランティアの方をどのように施設に誘導しているのでしょうか？
 - ・また、情報の共有はどのように展開されているのでしょうか？

3 介護支援ボランティアに関するご意見・ご質問

4 介護支援ボランティア受入機関等意見交換会議事録

【開催日時】令和7年2月26日（水）15時00分～16時30分

【開催場所】マスヤビル 205号室

【参加者】受入機関7団体8人、社会福祉協議会1人、市事務局1人

※意見交換会当日の会話の流れなどは考慮せず、各議題において受入機関ごとに出た意見をまとめることで議事録とする。

【内容】

1 介護支援ボランティア制度について

(1) 市役所高齢福祉課より

・制度の趣旨について

介護支援ボランティア制度は、ボランティアを通じて介護予防につながる活動を支援し、介護給付費や介護保険料を抑えるために創った制度です。

介護支援ボランティアには、参加したボランティアの回数に応じてスタンプを貯めてもらい、ボランティア自身の申請によって、貯めたスタンプをポイントに換え、年間5,000円を上限として交付するという流れをとっている。管理機関としては、稲城市社会福祉協議会のボランティアセンターに委託をしており、ボランティアの登録や管理、交付金の振込などをお願いしている。

活動内容は、高齢者にお願いしているレクリエーション活動やお話し相手など、介護周辺に関するボランティアは基本的に全て認めている。ただし、身体介助や高齢者宅に訪問するような活動は、専門的な資格を持っている者が支援計画などに基づいて提供されるべきものなので、介護支援ボランティアの活動内容としては認めていない。現在登録されている内容以外に新しく受け入れたい内容があれば、市役所までご相談いただきたい。

・令和5年度実施報告書について

実施報告書には登録状況や交付金変換状況のほかに、ボランティアを対象としたアンケート結果なども載せており、市のホームページで過去のものから令和5年度までの報告書を掲載しておりますので、お時間あるときにご確認いただければと思います。今後も制度をより良いものにしていきたいと思いますので、今回の意見交換会をはじめ、普段からお気づきの点があればご意見をいただけますと幸いです。

(2) 社会福祉協議会より登録など事務の流れについて

事務手続きの流れについては、ボランティア希望の方に社協ボランティアセンターの窓口に来ていただき、希望や特技、通える場所に沿った活動先を探す。昨今の情勢により、活動先の受け入れ状況が変わるために、活動先の候補が挙がったら、職員より活動先に電話をし、状況を確認している。

初回の見学可能日が決まれば、可能な限り社協職員が同行する。見学では、施設のボランティア担当に施設の設備や1日のスケジュール、ボランティア内容、必要な持ち物、注意事項をご説明いただいている。

また、実際にボランティアを体験していただくこともある。その後、ご本人と社協間で、継続してボランティアをするかどうか意向を確認し、希望するのであれば、ボランティア保険の加入手続きをしていただき、正式に活動開始となる。その際に、ボランティア全般の活動の注意やご自身のペースで無理なく活動いただくこと、守秘義務として個人情報を漏らさないように等のご説明をしている。あわせて、けががあった場合はすぐに社協へ連絡をし、手続きを取るようにご案内をしている。

介護支援ボランティアを募集したいという場合は、いつでもボランティアセンターにご連絡いただき、作業内容や希望人数の条件を教えてほしい。

2 出席事業者より自己紹介及び現在の受け入れ状況について

～A 受入機関～

社会福祉協議会からの紹介ではないが職員の知り合いが不定期で活動している。

～B 受入機関～

例年とおりの活動でかわりない。

～C 受入機関～

2名の男性のボランティアが麻雀の相手をされる他、月曜日と火曜日に下膳配膳をされる方もいるが比較的小規模な活動状況。

～D 受入機関～

個人の方はコロナウイルス感染症をきっかけに途切れて復帰される方もいない。団体だとイベント時にダンスなどを披露していただくことがある。

～E 受入機関～

文化センター等を借りて会食サービスを行っていて、そこで労働力はボランティアで賄っている。91名参加されている。

～F 受入機関～

職員が4名しかおらず、ボランティアの方も80代の方ばかり。希望された方には有償ボランティアとして昨年の4月から二時間以上活動されている方には500円、三時間以上活動されている方には1,000円をお渡ししている。

～G 受入機関～

コロナウイルス感染症流行の前は活動していたが今はしておらず、ノウハウもない状態。

3 受入機関からの提案議題について

（1）ボランティアの方の対応で困ったことはありますか？

～C 受入機関～

口頭でのコミュニケーションがとれないことがあるがそこまで困ったことはない。

～D 受入機関～

体の調子が悪い方には傾聴などその方に合う活動をやってもらっている。施設として感染症を持ち込むわけにはいかないので発熱等されている方が来られた際はお断りするが、善意で来られている方なのでお断りしにくい。

（2）ボランティアの方をどのように施設に誘導しているのでしょうか？

～社会福祉協議会～

社協だよりに掲載するのが一番効果があると思っている。前回、掲載した際は一週間程度で5件の問い合わせがあった。年に4回、掲載のタイミングがあるので是非ご連絡ください。

4 介護支援ボランティアに関するご意見・ご質問

～B 受入機関～

社会福祉協議会にはひきこもり支援等を通じてボランティア数の増強に努めてほしい。また、ボランティアの方が使えるドアツードアの移動支援を行ってほしい。

～E 受入機関～

運転手の支援や車の手配等があると活動的な方が増えるのではないか。

～D 受入機関～

新しいボランティアの方を募集するよりも介護支援ボランティアに登録はしていても活動はしていない方の活動増進に力を入れたほうがいいと思う。

※上記の議題以外にもボランティアの全体的な高齢化に関してご意見を複数い
ただいた。

第5章 介護予防効果の検証

1 稲城市介護支援ボランティア制度の保険料抑制効果からみる介護予防効果

稻城市介護支援ボランティア制度の介護予防効果（新規認定率）を保険料抑制という観点から捉えるとどの程度の効果をもたらすのか、試算を行った。

この試算は、令和5年度に稻城市介護支援ボランティア制度が導入されていたことによる保険料抑制効果を、令和6年度に確定した令和5年度の各実績を用いて計算したものである。

介護支援ボランティア制度の費用効果（5,912,393円）から、介護支援ボランティア制度に要した費用（1,028,943円）を控除することにより、稻城市介護支援ボランティア制度を実施したことによる費用利得は年額4,883,450円となる。これを介護保険料に当てはめると、一人一月あたり4.5円の介護保険料抑制効果があると試算される。

令和 5 年度における稻城市介護支援ボランティア制度導入効果の粗い試算（保険料抑制効果）

活動者

| 区分 | 記号 | 数値 | 計算式 |
|---------------------|--------|---------|--------------------|
| 高齢者（65歳以上）人口 | P | 20,698人 | |
| 介護支援ボランティア活動を行った | P (V) | 179人 | |
| 介護支援ボランティア活動を行っていない | P (V') | 20,519人 | P - P (V) |
| 新規認定者数 | Q | 402人 | |
| 介護支援ボランティア（活動者） | Q (V) | 0人 | |
| 介護支援ボランティアでない | Q (V') | 402人 | Q - Q (V) |
| 新規認定者出現率 | R | 1.94% | Q ÷ P *1 |
| 介護支援ボランティア（活動者） | R (V) | 0.00% | Q (V) ÷ P (V) *1 |
| 介護支援ボランティアでない | R (V') | 1.96% | Q (V') ÷ P (V') *1 |

以上から

| | | | |
|----------------------------|----|------|---------------|
| 介護支援ボランティア制度がなかった場合の新規認定者数 | Q' | 406人 | P × R (V') *2 |
| 新規認定者の抑制人数 | S | 4人 | Q' - Q |

費用利得を計算すると

| | | | |
|-----------------------|---|------------|--------------|
| 当該年度の要介護者一人当たりの月額介護費用 | M | 123,175円 | |
| 介護支援ボランティア制度に要した費用 | H | 1,028,943円 | |
| 保険料負担割合（65歳以上） | W | 23% | |
| 介護支援ボランティア制度の費用効果（年間） | X | 5,912,393円 | S × M × 12ヶ月 |
| 介護支援ボランティア制度による費用利得 | Y | 4,883,450円 | X - H |

よって得られる保険料抑制効果は

| | | | |
|---------------|---|------|---------------------|
| 保険料抑制効果（月額換算） | Z | 4.5円 | Y × W ÷ P ÷ 12ヶ月 *3 |
|---------------|---|------|---------------------|

*1 小数点第三位を四捨五入

*2 小数点以下四捨五入

*3 小数点第二位を四捨五入

參 考 資 料

稻城市介護支援ボランティア制度実施要綱

(平成 19 年 7 月 9 日市長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第1項に規定する介護予防事業として、高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通した介護予防を推進するため、市民の共同連帯の理念に基づき、稻城市介護支援ボランティア制度(以下「介護支援ボランティア制度」という。)を設け、もって生き生きとした地域社会をつくることを目的とする。

(基本方針)

第2条 介護支援ボランティア制度は、高齢者がボランティア精神を尊重し、地域において高齢者自らの介護予防を推進するように配慮した運営がなされなければならない。

- 2 介護支援ボランティア制度の実施に当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。
- 3 介護支援ボランティア制度の運営に当たっては、次の効果を上げることができるように配慮しなければならない。
 - (1) 地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まること。
 - (2) 社会参加活動等に参加する元気な高齢者が増加すること。
 - (3) 要介護高齢者等に対する介護支援ボランティア活動に関心が高まること。
 - (4) 介護給付費等の抑制につながること。

(介護支援ボランティア制度)

第3条 介護支援ボランティア制度は、高齢者が行った介護支援ボランティア活動の実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、当該高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものとする。

- 2 介護支援ボランティアの対象となる高齢者は、稻城市における介護保険第1号被保険者とする。
- 3 介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動は、市長が指定するものとする。
- 4 介護支援ボランティアは、第5条第1項の指定を受けた介護支援ボランティア受入機関等で介護支援ボランティア活動を行うものとする。

(管理機関)

第4条 介護支援ボランティアの登録、介護支援ボランティア手帳の交付、介護支援ボランティア評価ポイントの付与及び管理並びに介護支援ボランティア評価ポイント基金管理は、介護支援ボランティア管理機関(以下「管理機関」という。)が行うものとする。

（介護支援ボランティア受入機関等）

第5条 介護支援ボランティア受入機関等（以下「受入機関等」という。）は、あらかじめ第3条第3項に規定する介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、市長から指定を受けなければならない。

- 2 受入機関等が前項の指定を受けようとするときは、「稻城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定申請書」（様式第1号）により市長へ申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請に基づき指定し、又は却下したときは、稻城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定・却下決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、既に指定を受けていた介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、その指定を取り消したときは、稻城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定取消決定通知書（様式第3号）により指定を受けていた者に通知するものとする。
- 5 受入機関等は、介護支援ボランティアが活動を行った場合は、当該活動時間等に応じ、回数を単位として評価するものとする。
- 6 受入機関等は、介護支援ボランティア活動を1時間につき1回として評価するものとする。ただし、介護支援ボランティア活動を1日において2時間以上行った場合又は2か所以上で行った場合については、当該活動を2回までとして評価するものとする。
- 7 評価の方法は、介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印することによって行うものとする。
- 8 前項に規定する活動確認スタンプの様式は、管理機関が別に定める。

（介護支援ボランティア活動実績の把握）

第6条 介護支援ボランティア活動を行おうとする者は、介護支援ボランティア登録申請書を管理機関に提出するものとする。

- 2 管理機関は、介護支援ボランティアに対し、介護支援ボランティア手帳を交付するものとする。
- 3 介護支援ボランティア登録申請書及び介護支援ボランティア手帳の様式は、管理機関が別に定める。
- 4 管理機関は、前年度の活動実績について、介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて評価ポイントを付与することができる。
- 5 管理機関は、前項の規定により評価ポイントの付与を行ったときは、介護支援ボランティア手帳に介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印を押印するものとする。
- 6 介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印の様式は、管理機関が別に定める。

(評価ポイント)

第7条 評価ポイントの付与基準は次のとおりとする。

| 活動実績 | 付与する評価ポイント |
|------------|------------|
| 10回から19回まで | 1,000 ポイント |
| 20回から29回まで | 2,000 ポイント |
| 30回から39回まで | 3,000 ポイント |
| 40回から49回まで | 4,000 ポイント |
| 50回以上 | 5,000 ポイント |

- 2 活動実績及び評価ポイントは、第三者へ譲渡することはできない。
- 3 管理機関は、介護支援ボランティアに付与した評価ポイント数、活用ポイント数及び差し引き残高ポイント数について、当該付与の日から介護支援ボランティア制度の廃止の日後2年を経過する日まで、継続的に管理するものとする。

(評価ポイント転換交付金)

第8条 評価ポイントを活用して評価ポイント転換交付金の交付を受けようとする者は、介護支援ボランティア評価ポイント活用申出書（様式第4号）に介護支援ボランティア手帳を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 介護支援ボランティアの介護保険料にかかる未納又は滞納がある場合は、当該評価ポイント転換交付金は交付しないものとする。
- 3 市長は、第1項の申出があった場合において、当該介護支援ボランティアに介護保険料に係る未納又は滞納が無いときは、介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出伝達書（様式第5号）に介護支援ボランティア手帳を添付のうえ、管理機関へ伝達するものとする。
- 4 管理機関は、前項に規定する伝達に基づき、当該評価ポイント活用の申出者の蓄積した評価ポイントを換金し、年度ごとに5,000円を限度として、評価ポイント活用の申出者に対して介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものとする。このとき管理機関は、「介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金交付決定通知書」を当該評価ポイント活用の申出者へ通知する。
- 5 前項の介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金交付決定通知書の様式は、管理機関が別に定める。
- 6 介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金の算定基準は、次のとおりとする。

| 評価ポイント | 介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金 |
|------------|-----------------------|
| 1,000 ポイント | 1,000 円 |
| 2,000 ポイント | 2,000 円 |
| 3,000 ポイント | 3,000 円 |
| 4,000 ポイント | 4,000 円 |
| 5,000 ポイント | 5,000 円 |

(地域支援事業交付金の活用)

第9条 管理機関は、市が交付する地域支援事業交付金を介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金に充てるものとする。

(事業の委託)

第10条 市は、介護支援ボランティア事業の実施に当たって、必要な事務を管理機関へ委託することができる。

(委任)

第11条 この要綱に規定するもののほか、介護支援ボランティア制度実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 介護支援ボランティア制度の施行に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成22年3月31日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成21年5月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の稻城市介護支援ボランティア制度実施要綱様式第1号及び様式第4号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号（第5条第2項関係）

年 月 日

稻城市長殿

申請者
住所
団体名
代表者
電話

稻城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定申請書

稻城市介護支援ボランティアの対象として指定を受けたいので、稻城市介護支援ボランティア制度実施要綱第5条第2項の規定に基づき申請します。

記

| | |
|------|--------------|
| 事業名 | |
| 活動内容 | |
| 活動場所 | |
| 活動人数 | 人（うち65歳以上 人） |

様式第2号（第5条第3項関係）

年 月 日

団体名

代表者

殿

稻城市長

稻城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定・却下決定通知書

年 月 日付で申請のあった稻城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定申請については、下記のとおりとしたので通知します。

記

1 以下のとおり指定する。

| | |
|-------|--------------|
| 指定年月日 | |
| 指定番号 | |
| 事業名 | |
| 活動内容 | |
| 活動場所 | |
| 活動人数 | 人（うち65歳以上 人） |

2 次の理由により却下する。

| | |
|------|--|
| 却下理由 | |
|------|--|

様式第3号（第5条第4項関係）

年 月 日

団体名

代表者

殿

稻城市長

稻城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定取消決定通知書

下記の稻城市介護支援ボランティア（事業・活動）については、下記のとおり指定を取り消す

記

| | |
|-------|--------------|
| 取消年月日 | |
| 指定年月日 | |
| 指定番号 | |
| 事業名 | |
| 活動内容 | |
| 活動場所 | |
| 活動人数 | 人（うち65歳以上 人） |
| 取消理由 | |

様式第4号（第8条第1項関係）

年 月 日

稻城市長殿

申出者
住所
氏名
電話

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書

私は、下記のとおり介護支援ボランティア手帳を添えて介護支援ボランティア評価ポイントの活用を申し出ます。

記

| | |
|-------------|------|
| 被保険者番号 | |
| 氏名 | |
| 蓄積評価ポイント数 | ポイント |
| 活用希望ポイント数 | ポイント |
| 差し引き残高ポイント数 | ポイント |

※振り込み依頼先口座

| | | | |
|-------|----------------|------|--------------|
| | 銀行・信金 信組・農協 | | 本店・支店 出張所 |
| 預金の種類 | 1. 普通 2 当座 | 口座番号 | |
| 口座名義人 | | | |

様式第5号（第8条第3項関係）

年 月 日

管理機関 殿

稻城市長

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出伝達書

下記のとおり介護支援ボランティア活動評価ポイント活用の申出があり、当該申出者に介護保険料の未納又は滞納が無いことを確認したので、介護支援ボランティア手帳を添えて伝達します。

記

| | |
|-------------|------|
| 被保険者番号 | |
| 氏名 | |
| 蓄積評価ポイント数 | ポイント |
| 活用希望ポイント数 | ポイント |
| 差し引き残高ポイント数 | ポイント |

介護保険料の未納又は滞納が無いことの確認欄

年 月 日

申請者について、介護保険料の未納又は滞納がないことを確認いたしました。

確認者 氏名 印



健康に心配なし手帳

～介護支援ボランティア手帳～



社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会



株式会社よみうりランド及び
東京ヴェルディは稲城市介護
予防事業を応援しています。



健康に心配なし手帳の名称について



稲城の梨は、元禄の時代から栽培され様々な品種改良などを経て、稲城の特産物として新しまれています。歴史ある長寿の稲城の梨と同様に、いつまでも元気に健康で暮らさせることを願い、手帳の名称を「健康に心配なし手帳」としました。



© K.Okawara - Jet Incue

| | |
|------------------------------|--------------|
| 活動年度 2024 年度 (2025 年 3 月末まで) | |
| 氏名 | _____ |
| 住所 | 稲城市 _____ |
| 電話 | _____ |
| 生年月日 | 大正・昭和 年 月 日 |
| 緊急連絡先 | _____ |
| 連絡者氏名 | _____ |
| (続柄 _____) | |

☆ボランティア活動実績は、この手帳により管理しますので、
紛失しないよう自己管理をお願いいたします。万一、手帳
を紛失されても、スタンプを再び押印することはできませ
んのでご注意ください。

稲城市介護支援ボランティア制度について

目的：この制度は、介護予防事業の一つとして、高齢者のみなさんが、
介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献や社会参加をする
ことで、より元気になることを目的としています。そして、稲
城市がいきいきとした地域社会となることを目指しています。

対象者：市内にお住まいの65歳以上の方
(稲城市介護保険第1号被保険者)

介護支援ボランティア制度利用の流れ

1. ボランティア登録をします。

介護支援ボランティア登録申請書（この手帳の24ページ）に
記入し、稲城市社会福祉協議会へ提出してください。

2. 介護支援ボランティア活動をします。

指定された施設や団体などでボランティア活動をします。この
制度の対象になるボランティア活動は指定されています。ボラン
ティア活動についてのご相談は、稲城市社会福祉協議会でお受け
しています。

3. 手帳にスタンプをもらいます。(4月から翌年3月まで)
ボランティア活動をしたら、その都度、活動した施設や団体にこの手帳を提示し、スタンプを押してもらいます。
※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

4. 積めたスタンプを評価ポイントに変えます。(翌年4月以降)
この手帳を稲城市社会福祉協議会に提出し、前年度に集めたスタンプを「評価ポイントに変える申請」を行ってください。

| スタンプの数 | 受け取れる評価ポイント |
|----------|-------------|
| 10から19まで | 1,000 ポイント |
| 20から29まで | 2,000 ポイント |
| 30から39まで | 3,000 ポイント |
| 40から49まで | 4,000 ポイント |
| 50以上 | 5,000 ポイント |

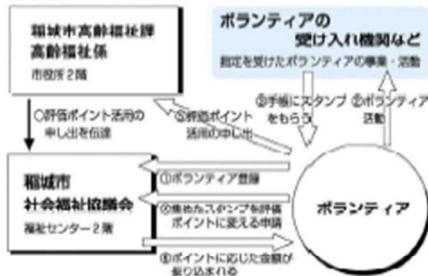
5. 評価ポイントの活用の申し出をします。(翌年7月以降)
介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書(この手帳の23ページ)に記入し、市または、稲城市社会福祉協議会にこの手帳を添えて提出してください。
市は、介護保険料の未納・滞納がないことを確認します。

6. 評価ポイント数に応じた交付金が口座に振り込まれます。

稲城市社会福祉協議会では、申請者から指定された金融機関の口座に評価ポイント数に応じた交付金を振り込みます。合わせて、お預かりした手帳と振込日や金額のお知らせをお届けしますので確認してください。交付金は、次回の介護保険料のお支払いにお使いください。

| 評価ポイント | 金額 |
|------------|---------|
| 1,000 ポイント | 1,000 円 |
| 2,000 ポイント | 2,000 円 |
| 3,000 ポイント | 3,000 円 |
| 4,000 ポイント | 4,000 円 |
| 5,000 ポイント | 5,000 円 |

介護支援ボランティア制度の流れ



※※～※は、翌年度に行う手続きです。

3

4

介護支援ボランティア制度に関するQ&A

Q この制度を利用するには、まず何をすればよいのですか？

A この制度を利用する方は、制度の目的やボランティアの心得などをご理解の上、稲城市社会福祉協議会でボランティア登録をしてください。また、安心して活動していただくために、万が一の事故やけがに備えて、ボランティア活動保険に加入することをお勧めします。詳細は、10・11ページをご覧ください。

Q どんなボランティア活動でも対象になるのですか？

A この制度の対象になるボランティア活動は指定されています。指定されているボランティア活動の詳細は、稲城市社会福祉協議会もしくは、市役所高齢福祉係までお問い合わせください。

Q ボランティア活動先に行く途中や活動先だけがをしたら？

A 稲城市社会福祉協議会にご連絡ください。けがなどの状況を伺い、保険会社へ連絡しますので、速やかにお知らせください。詳細は、10・11ページをご覧ください。

Q 1日に複数のボランティア活動をしてもスタンプはもらうことができますか？

A 1日に複数のボランティア活動を行い、スタンプをもらうことはできますが、1時間程度の活動で1スタンプとなり、1日2スタンプが上限になります。

Q スタンプを集めるとすぐに交付金がもらえるのですか？

A 集めたスタンプは、翌年度に評価ポイントに変える必要があります。4月以降に、稲城市社会福祉協議会で手続きを行ってください。評価ポイントにより、8月以降交付金が振り込まれます。

Q 手帳はスタンプがたまるまで使い続けてよいのですか？

A 手帳は年度ごとに新しいものに切り替わります。集めたスタンプを評価ポイントに変えたり、評価ポイントを交付金にする手続きは、決められた日にち以降になりますので、お忘れなく手続きをしてください。

Q 稲城市外に転出した場合も対象になりますか？

A 稲城市外に転出した場合は対象となりません。スタンプ、評価ポイント、交付金は、一切が無効になりますのでご注意ください。

5

6

Q ボランティア活動を多くすると、それだけ多くの交付金がもらえるのですか？

A 介護支援ボランティアで指定されたボランティア活動を行い、手続きを行うと交付金が支払われます。但し、交付金の上限は年度ごとに5,000円となっています。

ボランティア活動の心得

◆ 身近なことから無理のない範囲で

一口にボランティア活動と言っても様々な活動があります。自分の特技や趣味を活かした活動もありますし、依頼者からの要望に応じて、一人ひとりの生活をサポートする活動もあります。数多くあるボランティア活動の中からどのようにして選ぶのがよいでしょうか。まずは身近な地域で、自分の健康を考えて無理のない範囲で行なうことが望ましいでしょう。活動を継続するためにも自分に向いている活動をお選びください。ボランティア活動に関するご相談は、堺市社会福祉協議会でお受けしていますので、お気軽にご利用ください。

◆ 相手を理解し、尊重した活動を

誰もがそうであるように、ボランティア活動で接する方々もそれぞれ性格や環境により様々な暮らしを営んでいます。ボランティアだからといって、一方的で下手な行動は慎まなければなりません。ボランティアには、一人ひとりの生活習慣や価値観を尊重し、ボランティア活動を行うことが求められます。また、ボランティア活動の依頼者や活動の仲間と共にコミュニケーションをとることでよりよい活動につながるでしょう。



7



8

ボランティア活動保険について

◆ 機密や約束を守りましょう

ボランティア活動では、時に依頼者のプライバシーに関わることを知ることがあります。しかし、あくまで活動を通じて知り得たことであり、個人情報であることから他の方にちょっとした内容のことでも漏らさないでください。**ボランティア活動を辞めた後も情報にお守りください。**

また、時間など約束したことは必ず守りましょう。体調不良や急用で活動を休む場合には、必ず連絡を入れるなどの対応をしましょう。



ボランティア活動保険は、ボランティア活動中に起こり得る事故を対象にしたもので、賠償責任保険と傷害保険がセットになっています。ボランティア活動を安心して行なうために、万が一に備えてご加入することをお勧めします。

(1) どんな場合に賠償されるのか

①賠償責任保険

- ・ボランティア活動中に物を壊してしまった場合
- ・ボランティア活動中に活動の対象者にけがをさせてしまった場合
- ・プライバシーの侵害等により活動の対象者に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合など

②傷害保険

- ・ボランティア自身が活動中にけがをしてしまった場合
- ・ボランティアが自宅と活動場所との往復途中にけがをした場合など

※保険の対象は、いずれの保険も急激、偶然、外來の事故により起きた場合です。



9

10

(2) 補償金額

| | 対人・対物 共通 | 1事故・保険期間中 | 2箇円 |
|----------------------------|---------------------------------|----------------------------------|-----|
| 被 害 者 負 担 額 | 要託物・ 遺棄物 | 1事故・保険期間中 50万円 (現金は10万円) | |
| | 人格権侵害 | 1名 50万円 1事故・保険期間中 100万円 | |
| 事故対応費用 | | 1事故・保険期間中 500万円 | |
| | 死亡 | 50万円 | |
| 負担費用 | 後遺障害 | 15万~50万円 | |
| | 入院日数に応じて2~10万円 通院日数に応じて1~5万円 | | |
| 被 害 者 負 担 額 | 死亡・後遺障害 | 800万円・24万円~800万円 | |
| | 入院料 | 8,000円 | |
| | 通院日額 | 4,000円 | |

※状況に応じては、補償の対象にならないものもあります。

(3) 掛け金 300円

(4) 補償期間（保険期間）

4月1日から翌年3月31日まで

※補償期間での途中加入も可能です。その場合は、加入手続きを行った日からとなります。

(5) お申し込み・事故やけがのご報告

福城市社会福祉協議会 ボランティアセンター

福城市百村7 福城市福祉センター内

電話: 042-378-3800 (直通)

042-378-3366 (代表)

ファックス: 042-378-4999

福城市介護支援ボランティア制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第1項に規定する介護予防事業として、高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、市民の共同連帯の理念に基づき、福城市介護支援ボランティア制度（以下「介護支援ボランティア制度」という。）を設け、もって生き生きとした地域社会をつくることを目的とする。

(基本方針)

第2条 介護支援ボランティア制度は、高齢者がボランティア精神を尊重し、地域において高齢者自らの介護予防を推進するように配慮した運営がなされなければならない。

2 介護支援ボランティア制度の実施に当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。

3 介護支援ボランティア制度の実施に当たっては、次の効果を上げることができるように配慮しなければならない。

(1) 地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まること。

(2) 社会参加活動等に参加する元気な高齢者が増加すること。

(3) 要介護高齢者等に対する介護支援ボランティア活動に关心が高まること。

(4) 介護給付費等の抑制につながること。

(介護支援ボランティア制度)

第3条 介護支援ボランティア制度は、高齢者が行った介護支援ボランティア活動の実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、当該高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものとする。

2 介護支援ボランティアの対象となる高齢者は、福城市における介護保険第1歩級保険者とする。

3 介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動は、市長が指定するものとする。

4 介護支援ボランティアは、第5条第1項の指定を受けた介護支援ボランティア受入機関等で介護支援ボランティア活動を行なうものとする。

(管理機関)

第4条 介護支援ボランティアの登録、介護支援ボランティア手帳の交付、介護支援ボランティア評価ポイントの付与及び管理並びに介護支援ボランティア評価ポイント基金管理は、介護支援ボランティア管理機関（以下「管理機関」という。）が行なうものとする。

(介護支援ボランティア受入機関等)

第5条 介護支援ボランティア受入機関等（以下「受入機関等」という。）は、あらかじめ第3条第3項に規定する介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、市長から指定を受けなければならない。

2 受入機関等が前項の指定を受けようとするときは、「福城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定申請書」（様式第1号）により市長へ申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請に基づき指定し、又は却下したときは、福城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定・却下決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、既に指定を受けていた介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、その指定を取り消したときは、福城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定取消決定通知書（様式第3号）により指定を受けていた者に通知するものとする。

5 受入機関等は、介護支援ボランティアが活動を行なった場合は、当該活動時間等に応じ、回数を単位として評価するものとする。

6 受入機関等は、介護支援ボランティア活動を1時間につき1回として評価するものとする。ただし、介護支援ボランティア活動を1日において2時間以上行った場合は2か所以上で行った場合については、当該活動を2回までとして評価するものとする。

7 評価の方法は、介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印することによって行なうものとする。

8 前項に規定する活動確認スタンプの様式は、管理機関が別に定める。

(介護支援ボランティア活動実績の把握)

第6条 介護支援ボランティア活動を行おうとする者は、介護支援ボランティア登録申請書を管理機関に提出するものとする。

2 管理機関は、介護支援ボランティアに対し、介護支援ボランティア手帳を交付するものとする。

3 介護支援ボランティア登録申請書及び介護支援ボランティア手帳の様式は、管理機関が別に定める。

4 管理機関は、前年度の活動実績について、介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて評価ポイントを付与することができる。

5 管理機関は、前項の規定により評価ポイントの付与を行なったときは、介護支援ボランティア手帳に介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認印を押印するものとする。

6 介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認印の様式は、管理機関が別に定める。

(評価ポイント)

第7条 評価ポイントの付与基準は次のとおりとする。

| 活動実績 | 付与する評価ポイント |
|------------|------------|
| 1回から19回まで | 1,000ポイント |
| 20回から29回まで | 2,000ポイント |
| 30回から39回まで | 3,000ポイント |
| 40回から49回まで | 4,000ポイント |
| 50回以上 | 5,000ポイント |

2 活動実績及び評価ポイントは、第三者へ譲渡することはできない。

3 管理機関は、介護支援ボランティアに付与した評価ポイント数、活用ポイント数及び差し引き残高ポイント数について、当該付与の日から介護支援ボランティア制度の廃止の日後2年を経過する日まで、継続的に管理するものとする。

(評価ポイント転換交付金)

第8条 評価ポイントを活用して評価ポイント転換交付金の交付を受けようとする者は、介護支援ボランティア評価ポイント活用申出書（様式第4号）に介護支援ボランティア手帳を添えて、市長に提出しなければならない。

2 介護支援ボランティアの介護保険料にかかる未納又は滞納がある場合は、当該評価ポイント転換交付金は交付しないものとする。

3 市長は、第1項の申出があった場合において、当該介護支援ボランティアに介護保険料に係る未納又は滞納が無いときは、介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出伝達書（様式第5号）に介護支援ボランティア手帳を添付のうえ、管理機関へ伝達するものとする。

4 管理機関は、前項に規定する伝達に基づき、当該評価ポイント適用の申出者の蓄積した評価ポイントを換金し、年度ごとに5,000円を限度として、評価ポイント活用の申出者に対して介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものとする。このとき管理機関は、「介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金交付決定通知書」を当該評価ポイント活用の申出者へ通知する。

5 前項の介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金交付決定通知書の様式は、管理機関が別に定める。

6 介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金の算定基準は、次のとおりとする。

| 評価ポイント | 介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金 |
|------------|-----------------------|
| 1,000 ポイント | 1,000 円 |
| 2,000 ポイント | 2,000 円 |
| 3,000 ポイント | 3,000 円 |
| 4,000 ポイント | 4,000 円 |
| 5,000 ポイント | 5,000 円 |

(地域支援事業交付金の活用)

第9条 管理機関は、市が交付する地域支援事業交付金を介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金に充てるものとする。

(事業の委託)

第10条 市は、介護支援ボランティア事業の実施に当たって、必要な事務を管理機関へ委託することができる。

(委任)

第11条 この要綱に規定するもののほか、介護支援ボランティア制度実施に際し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

(準則行為)

第2条 介護支援ボランティア制度の施行に際し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

15

16

活動記録1 スタンプ押印欄

活動記録1 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。
※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

| 1 | 2 | 3 | 4 | | | | | |
|----|---|---|----|--|---|----|---|---|
| 日付 | 月 | 日 | 日付 | 月 | 日 | 日付 | 月 | 日 |
| 5 | | 6 | | 7 | | 8 | | |
| | | | | | | | | |
| 9 | | 10 | | 11 | | 12 | | |
| | |  | | | | | | |
| 13 | | 14 | | 15 | | 16 | | |
| | | | | | | | | |
| 17 | | 18 | | 19 | | 20 | | |
| | | | |  | | | | |
| 日付 | 月 | 日 | 日付 | 月 | 日 | 日付 | 月 | 日 |

活動記録3 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。
※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

| 41 | 42 | 43 | 44 | | | | | |
|----|----|--|----|----|---|----|---|---|
| 日付 | 月 | 日 | 日付 | 月 | 日 | 日付 | 月 | 日 |
| 45 | | 46 | | 47 | | 48 | | |
| | | | | | | | | |
| 49 | | 50 | | 51 | | 52 | | |
| | |  | | | | | | |
| 53 | | 54 | | 55 | | 56 | | |
| | | | | | | | | |
| 57 | | 58 | | 59 | | 60 | | |
| | | | | | | | | |
| 日付 | 月 | 日 | 日付 | 月 | 日 | 日付 | 月 | 日 |

17

18

活動記録4 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。
※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

| | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 61 | 62 | 63 | 64 |
| 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |
| 65 | 66 | 67 | 68 |
| 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |
| 69 | 70 | 71 | 72 |
| 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |
| 73 | 74 | 75 | 76 |
| 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |
| 77 | 78 | 79 | 80 |
| 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |

19

活動記録5 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。
※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

| | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 81 | 82 | 83 | 84 |
| 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |
| 85 | 86 | 87 | 88 |
| 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |
| 89 | 90 | 91 | 92 |
| 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |
| 93 | 94 | 95 | 96 |
| 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |
| 97 | 98 | 99 | 100 |
| 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |

20

活動記録6 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。
※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

| | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 101 | 102 | 103 | 104 |
| 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |
| 105 | 106 | 107 | 108 |
| 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |
| 109 | 110 | 111 | 112 |
| 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |
| 113 | 114 | 115 | 116 |
| 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |
| 117 | 118 | 119 | 120 |
| 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |

21

| | |
|---------------|----------|
| ※ボランティア受入担当者用 | フリガナ () |
| | 氏名 _____ |
| | 住所 _____ |
| | 電話 _____ |

| | |
|---|--|
| ※ 管理機関記入欄 ※ (この欄は地域不社会福祉署機会にて記入いたします) 評価ポイント記録簿 (集めたスタンプを2025年4月以降、評価ポイントに変えます。) | |
| あなたの2024年度の活動回数は _____回です。 | |
| あなたの2024年度の評価ポイント数は _____ポイントです。 | |
| 菅原美 | |

評価ポイント活用記録簿 (評価ポイントを交付金に変えます。)
※2024年度分の評価ポイントを交付金として受け取る場合、入金は2025年6月以降になります。

| 申請日 | 使用した 評価ポイント数 | 残っている 評価ポイント数 | 管理欄 |
|-------|-----------------|------------------|-----|
| 年 月 日 | | | |
| 年 月 日 | | | |
| 年 月 日 | | | |
| 年 月 日 | | | |

22

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書

本人→市役所
郵送第4号（第8条第1項関係）
年 月 日

相模市長殿
フリガナ（ ）
氏名
申出者住所 相模市
電話

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書

私は、下記のとおり介護支援ボランティア手帳を添えて介護支援ボランティア評価ポイントの活用を申し出ます。

記
キ
リ
ト
リ
セ
ン

| | | | |
|----------------------------------|--------|--|--|
| 被保険者番号 | | | |
| 氏名 | 申出者と同じ | | |
| 蓄積評価ポイント数(A) (この手帳で獲得したポイント数) | ポイント | | |
| 活用希望ポイント数(B) (口座振込を希望するポイント数) | ポイント | | |
| 差し引き残高ポイント数(A-B) | ポイント | | |

振り込み依頼先口座（※申出者本人の口座をご指定ください。）

| | | |
|-----------------------|----------------|--------------|
| | 銀行・信金 信組・農協 | 本店・支店 出張所 |
| 預金の種類 1 普通 2 当座 | 口座番号 | |
| 口座名義人 (カタカナ) | | |

23

介護支援ボランティア登録申請書

本人→相模市社会福祉協議会
年 月 日

介護支援ボランティア登録申請書

私は、下記のとおり介護支援ボランティアとして登録を申請します。
なお、活動を通じて知り得たことは、口外いたしません。

キ
リ
ト
リ
セ
ン

| | |
|--------------|--|
| (フリガナ) 名前 | |
| 住所 | |
| 電話 | |
| 生年月日※1 | |
| 介護保険被保険者番号※2 | |

※1 生年月日 65歳以上の方が対象です。

※2 介護保険被保険者番号 空欄の場合は相模市社会福祉協議会
が市に届会することを認めます。

24

介護支援ボランティア活動先一覧

| 団体・事業所名 | 電話番号 | 住所 |
|-----------------------------|----------|-------------------------|
| 相模原市介護支援会 おれあいセンター | 378-3800 | 百村7 |
| 高齢者老人ホーム ペアウェル多摩川 | 377-5770 | 東長沼665 |
| 高齢者老人ホーム 見え合せ会みのり | 378-8757 | 東長沼1270-4 |
| 高齢者老人ホーム ペストライフたま | 350-7210 | 平尾4-54-2 |
| 高齢者老人ホーム ひらお組 | 331-5666 | 平尾2-49-20 |
| アーバックス・相模の里事業所 ハイツニー袋井 | 370-8160 | 袋井口1806 |
| 高齢者老人ホーム いなぎ苑 | 379-5500 | 百村255 |
| 高齢者老人ホーム いなぎ丘食苑 | 331-2001 | 平尾4-16-1 |
| 高齢ボーポーの木 | 350-5057 | 平尾3-1-1-89-102 |
| 老人保健施設 デンマークイン青葉台 | 331-3030 | 若葉台3-7-1 |
| 高齢者老人ホーム ニティホーム 別館 | 370-3581 | 東長沼696 |
| 高齢介護事業所 アクアメイト相模 通所介護事業所 | 370-0580 | 向陽台6-8 |
| 高齢者老人ホーム そんぽの家 稲城袋井口 | 370-3700 | 袋井口1674-1 |
| 相模原扶助会ダイナビス | 401-8755 | 東長沼1174-7 リバーラハイツ101 |

| 団体・事業所名 | 電話番号 | 住所 |
|-------------------------------------|---------------|---|
| 平尾ペルの会 | 331-5432 | 相模1-7-5 相模2-3-6 41号棟会場 (延144.6坪) 41号棟会場 (延13.2坪) |
| 相模原市認定介護施設 今のくち近吉南 | 370-2202 | 袋井口1804-3 |
| ナーベルス介護施設会社 そんぽの家・相模美園 | 370-0651 | 東長沼1124-1 |
| ナーベルス介護施設会社 そんぽの家・相模美園 | 370-3161 | 東長沼2430 |
| 小田急多摩川の里老健館・グリーンホーム みんなの家・相模美園 | 370-0380 | 東長沼1713-8 |
| 高齢介護事業所・施設老人ホーム介護事業所 相模ケアセンターそよ風 | 370-0881 | 袋井1192-1 |
| 相模ケアセンター ボーポーの木 | 379-3373 | 向陽台6-9 六丁目110 |
| 相模ケアセンター 看護かえりえ平尾 | 050-1751-5097 | 平尾3-7-4 ヨーシャハイム平尾内 |
| ナーベルス介護施設会社 ヨーシャハイム平尾 | 350-5832 | 平尾3-7-4 |
| 相模ケアセンター コンバスクウォータ相模 | 379-8245 | 袋井口944 |
| 相模原市介護支援会おれあいセンター おまに出しボランティア | 370-3800 | 百村7 |

ボランティア活動保険 領収書貼付欄

※ボランティア活動保険の領収証は紛失しないよう、
こちらに貼付してください。



相模原市福祉部高齢福祉課高齢福祉係
相模原市高齢者2111
電話：042-378-2111（内線：222・223）
ファックス：042-378-5877

社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会
相模原市百村7 稲城市福祉センター内
電話：042-378-3800
ファックス：042-378-4999

介護支援ボランティア視察受入状況（視察受入状況：平成19年7月以降
～令和7年3月末までのもの）

| | 日付 | 訪問団体 | 職種 | 人数 |
|----|----------|-------------|----|----|
| 1 | 19.07.19 | 青森県八戸市 | 職員 | 3 |
| 2 | 19.08.23 | 大阪府茨木市 | 議員 | 3 |
| 3 | 19.08.28 | 愛知県稻沢市 | 職員 | 3 |
| 4 | 19.08.30 | 愛知県豊橋市 | 職員 | 4 |
| 5 | 19.08.31 | 東京都世田谷区 | 職員 | 2 |
| 6 | 19.09.21 | 岡山県 | 職員 | 1 |
| 7 | 19.10.03 | 鳥取県米子市 | 議員 | 9 |
| 8 | 19.10.04 | 福岡県介護保険広域連合 | 職員 | 2 |
| 9 | 19.10.11 | 大阪府柏原市 | 議員 | 3 |
| 10 | 19.10.12 | 熊本県人吉市 | 議員 | 10 |
| 11 | 19.10.15 | 三重県桑名市 | 議員 | 3 |
| 12 | 19.10.18 | 神奈川県南足柄市 | 職員 | 5 |
| 13 | 19.10.24 | 岐阜県多治見市 | 議員 | 8 |
| 14 | 19.10.24 | 福島県喜多方市 | 職員 | 1 |
| 15 | 19.10.25 | 新潟県燕市 | 議員 | 9 |
| 16 | 19.10.31 | 沖縄県宜野湾市 | 議員 | 10 |
| 17 | 19.11.01 | 東京都調布市 | 議員 | 1 |
| 18 | 19.11.05 | 愛媛県八幡浜市 | 議員 | 9 |
| 19 | 19.11.07 | 岡山県岡山市 | 議員 | 14 |
| 20 | 19.11.13 | 愛知県刈谷市 | 議員 | 2 |

| | | | | |
|----|--------------|---------------|----|----|
| 21 | 19.11.1 4 | 愛知県一宮市 | 議員 | 12 |
| 22 | 19.11.1 6 | 民主党東京都第22区総支部 | 議員 | 18 |
| 23 | 19.11.1 9 | 東京都清瀬市 | 議員 | 1 |
| 24 | 19.11.1 9 | 神奈川県横浜市 | 職員 | 2 |
| 25 | 19.11.2 0 | 岡山県井原市 | 職員 | 2 |
| 26 | 19.11.2 2 | 福島県郡山市 | 職員 | 1 |
| 27 | 19.12.2 0 | 大分県別府市 | 議員 | 1 |
| 28 | 20.01.2 4 | 京都府宇治市 | 議員 | 12 |
| 29 | 20.01.3 1 | 静岡県伊東市 | 議員 | 1 |
| 30 | 20.02.0 5 | 新潟県三条市 | 議員 | 5 |
| 31 | 20.02.0 6 | 香川県観音寺市 | 議員 | 2 |
| 32 | 20.02.1 3 | 大阪府吹田市 | 議員 | 11 |
| 33 | 20.02.1 4 | 兵庫県西宮市 | 議員 | 1 |
| 34 | 20.02.1 4 | 福岡県福岡市 | 議員 | 1 |
| 35 | 20.02.2 0 | 東京都 | 職員 | 3 |
| 36 | 20.02.2 5 | 東京都八王子市 | 職員 | 3 |
| 37 | 20.03.0 6 | 山口県下関市 | 職員 | 2 |
| 38 | 20.05.0 9 | 神奈川県藤沢市 | 職員 | 9 |
| 39 | 20.05.1 2 | 東京都東久留米市 | 議員 | 2 |
| 40 | 20.05.1 5 | 鹿児島県奄美市 | 議員 | 8 |
| 41 | 20.05.2 1 | 富山県小矢部市 | 議員 | 6 |
| 42 | 20.05.2 2 | 群馬県太田市 | 議員 | 4 |

| | | | | |
|----|------------|-------------------|------|----|
| 43 | 20. 05. 29 | 厚生労働省（東京都） | 職員 | 10 |
| 44 | 20. 06. 13 | 愛知県春日井市 | 職員 | 2 |
| 45 | 20. 06. 30 | 東京都清瀬市 | 職員 | 4 |
| 46 | 20. 07. 01 | 公明党高齢者トータルサポートP.T | 議員 | 6 |
| 47 | 20. 07. 04 | 香川県東かがわ市 | 議員 | 7 |
| 48 | 20. 07. 09 | 静岡県牧之原市 | 職員 | 6 |
| 49 | 20. 07. 10 | 岩手県北上市 | 議員 | 9 |
| 50 | 20. 07. 25 | 厚生労働省（東京都） | 職員 | 1 |
| 51 | 20. 07. 28 | 神奈川県横須賀市 | 職員 | 2 |
| 52 | 20. 07. 29 | 奈良県香芝市 | 議員 | 3 |
| 53 | 20. 07. 30 | 千葉県印西市 | 議員職員 | 7 |
| 54 | 20. 07. 31 | 鹿児島県霧島市 | 職員 | 4 |
| 55 | 20. 07. 31 | 鹿児島県 | 職員 | 2 |
| 56 | 20. 08. 04 | 岐阜県羽島市 | 議員 | 10 |
| 57 | 20. 08. 08 | 東京都新宿区 | 議員 | 2 |
| 58 | 20. 08. 08 | 愛知県北名古屋市 | 議員 | 6 |
| 59 | 20. 08. 09 | 岐阜県関市 | 議員 | 10 |
| 60 | 20. 08. 02 | 宮崎県議会 | 議員 | 13 |
| 61 | 20. 08. 05 | 群馬県邑楽郡明和町 | 職員 | 2 |
| 62 | 20. 08. 05 | 山梨県甲府市 | 職員 | 3 |
| 63 | 20. 08. 05 | 静岡県磐田市 | 職員 | 3 |
| 64 | 20. 09. 09 | 静岡県掛川市 | 職員 | 2 |

| | | | | |
|----|----------|----------------|------|----|
| 65 | 20.09.30 | 青森県三戸郡五戸町 | 議員 | 8 |
| 66 | 20.10.02 | 静岡県掛川市 | 議員 | 11 |
| 67 | 20.10.06 | 北海道余市町 | 議員 | 7 |
| 68 | 20.10.07 | 千葉県浦安市 | 職員市民 | 12 |
| 69 | 20.10.15 | 広島県福山市 | 職員 | 4 |
| 70 | 20.10.20 | 愛知県尾張旭市 | 職員 | 3 |
| 71 | 20.10.22 | 北海道帯広市 | 職員 | 2 |
| 72 | 20.10.23 | 岩手県盛岡地区福祉連絡協議会 | 職員 | 12 |
| 73 | 20.10.31 | 岐阜県可児市 | 議員 | 8 |
| 74 | 20.10.31 | 千葉県流山市 | 職員 | 2 |
| 75 | 20.11.13 | 埼玉県比企郡鳩山町 | 議員町長 | 15 |
| 76 | 20.11.13 | 北海道苫小牧市 | 職員 | 1 |
| 77 | 20.11.17 | 東京都立川市 | 議員 | 2 |
| 78 | 20.11.18 | 東京都板橋区 | 議員 | 2 |
| 79 | 20.11.18 | 千葉県成田市 | 議員 | 1 |
| 80 | 20.11.18 | 千葉県香取市 | 議員 | 2 |
| 81 | 20.11.26 | 鳥取県鳥取市 | 議員 | 8 |
| 82 | 20.11.28 | 山形県天童市 | 職員 | 2 |
| 83 | 21.01.14 | 長野県上伊那地方事務所 | 職員 | 1 |
| 84 | 21.01.26 | 長野県千曲市 | 議員 | 6 |
| 85 | 21.02.02 | 長野県長野市 | 議員 | 2 |
| 86 | 21.02.03 | 愛知県東浦町 | 議員 | 2 |

| | | | | |
|-----|----------|-----------|---------|--------|
| 87 | 21.02.03 | 愛知県阿久比町 | 議員 | 1 |
| 88 | 21.02.04 | 東京都杉並区 | 議員 | 1 |
| 89 | 21.02.06 | 岩手県八幡平市 | 議員 | 6 |
| 90 | 21.02.10 | 京都府久御山町 | 議員 | 2 |
| 91 | 21.02.10 | 京都府精華町 | 議員 | 2 |
| 92 | 21.02.16 | 和歌山県九度山町 | 議員 | 11 |
| 93 | 21.02.19 | 兵庫県加古郡稻美町 | 議員 | 3 |
| 94 | 21.02.20 | 沖縄県宜野湾市 | 職員 | 2 |
| 95 | 21.02.25 | 熊本県水俣市 | 職員市民 | 4 |
| 96 | 21.02.26 | 千葉県多古町 | 民生委員 | 31 |
| 97 | 21.04.03 | 大阪府交野市 | 議員 | 1 |
| 98 | 21.04.17 | 鹿児島県鹿児島市 | 議員 | 1 |
| 99 | 21.04.22 | 東京都調布市 | 職員 | 3 |
| 100 | 21.04.30 | 千葉県我孫子市 | 議員 | 3 |
| 101 | 21.05.12 | 埼玉県新座市 | 議員 | 4 |
| 102 | 21.05.20 | 北海道苫小牧市 | 議員 | 2 |
| 103 | 21.05.21 | 大阪府大阪狭山市 | 議員 | 2 |
| 104 | 21.06.11 | 山口県山陽小野田市 | 社協職員 | 1 |
| 105 | 21.07.03 | 秋田県鹿角市 | 議員 | 5 |
| 106 | 21.07.15 | 静岡県袋井市 | 職員・社協職員 | 2・社協 1 |
| 107 | 21.07.30 | 埼玉県 | 職員 | 3 |
| 108 | 21.08.03 | 山口県周南市 | 議員 | 5 |

| | | | | |
|---------|--------------|-----------------|----|---------|
| 10 9 | 21.08.0 5 | 神奈川県相模原市 | 職員 | 5 |
| 11 0 | 21.08.0 6 | 茨城県土浦市 | 職員 | 4 |
| 11 1 | 21.08.3 1 | 三重県桑名市 | 職員 | 5 |
| 11 2 | 21.09.0 4 | 埼玉県川口市 | 職員 | 2 |
| 11 3 | 21.10.0 5 | 香川県高松市 | 議員 | 13(他隨2) |
| 11 4 | 21.10.0 7 | 鹿児島県薩摩川内市 | 議員 | 9(他隨1) |
| 11 5 | 21.10.0 9 | 佐賀県佐賀市 | 職員 | 1 |
| 11 6 | 21.10.1 4 | 京都府八幡市 | 議員 | 7(他隨2) |
| 11 7 | 21.10.1 6 | 滋賀県彦根市 | 議員 | 4(他隨2) |
| 11 8 | 21.10.2 3 | 東京都北区 | 議員 | 2 |
| 11 9 | 21.10.2 7 | 兵庫県加古川市 | 議員 | 8(他隨1) |
| 12 0 | 21.10.2 8 | 滋賀県草津市 | 議員 | 8(他隨2) |
| 12 1 | 21.11.0 5 | 沖縄県浦添市 | 議員 | 8(他隨1) |
| 12 2 | 21.11.0 6 | 福岡県北九州市 | 議員 | 2 |
| 12 3 | 21.11.1 1 | 山口県下松市 | 議員 | 7(他隨1) |
| 12 4 | 21.11.1 6 | 広島県安芸郡府中町 | 議員 | 6(他隨2) |
| 12 5 | 21.11.1 6 | 山梨県富士吉田市 | 職員 | 8 |
| 12 6 | 21.11.1 7 | 新潟県柏崎市 | 議員 | 7(他隨2) |
| 12 7 | 21.11.2 0 | 愛知県江南市 | 議員 | 1 |
| 12 8 | 21.11.2 0 | 静岡県焼津市 | 職員 | 2 |
| 12 9 | 21.12.1 0 | 秋田県大曲仙北広域市町村県組合 | 職員 | 9 |
| 13 0 | 22.01.2 2 | 愛媛県新居浜市 | 議員 | 1 |

| | | | | |
|---------|--------------|-----------------|---------|---------|
| 13 1 | 22.01.2 7 | 山形県三川町 | 議員 | 6 |
| 13 2 | 22.01.2 8 | 愛知県小牧市 | 議員 | 3 |
| 13 3 | 22.02.0 1 | 京都府長岡京市 | 議員 | 3 |
| 13 4 | 22.02.1 0 | 福島県郡山市介護保険運営協議会 | 委員 | 8(他隨2) |
| 13 5 | 22.02.1 6 | 神奈川県大和市 | 職員 | 2 |
| 13 6 | 22.02.2 2 | 宮城県柴田町 | 職員 | 2 |
| 13 7 | 22.03.3 0 | 北海道旭川市 | 議員 | 1 |
| 13 8 | 22.04.1 6 | 広島県東広島市 | 議員 | 2 |
| 13 9 | 22.04.2 0 | 島根県浜田市 | 議員 | 9(他隨1) |
| 14 0 | 22.04.2 7 | 埼玉県所沢市 | 議員 | 3 |
| 14 1 | 22.05.1 1 | 岩手県盛岡市 | 議員 | 11(他隨3) |
| 14 2 | 22.05.1 2 | 滋賀県長浜市 | 議員 | 2 |
| 14 3 | 22.05.1 2 | 愛知県刈谷市 | 議員 | 2 |
| 14 4 | 22.05.1 4 | 埼玉県伊奈町 | 議員 | 8 |
| 14 5 | 22.05.1 8 | 山梨県北杜市 | 職員・社協職員 | 計10 |
| 14 6 | 22.05.1 9 | 沖縄県石垣市 | 議員 | 7(他隨1) |
| 14 7 | 22.05.2 7 | 埼玉県鳩山町 | 職員・社協職員 | 2・社協2 |
| 14 8 | 22.07.1 5 | 愛知県豊川市 | 議員 | 11(他隨2) |
| 14 9 | 22.07.2 1 | 滋賀県守山市 | 職員 | 7 |
| 15 0 | 22.07.2 6 | 静岡県島田市 | 職員・社協職員 | 3・社協1 |
| 15 1 | 22.07.2 7 | 宮城県岩沼市 | 議員 | 3 |
| 15 2 | 22.07.2 8 | 広島県安芸高田市 | 職員・社協職員 | 1・社協1 |

| | | | | |
|---------|--------------|----------|---------|---------|
| 15 3 | 22.07.2 8 | 愛媛県新居浜市 | 議員 | 7(他隨2) |
| 15 4 | 22.07.3 0 | 埼玉県さいたま市 | 市長・職員 | 5 |
| 15 5 | 22.08.0 2 | 京都府八幡市 | 議員 | 2 |
| 15 6 | 22.08.0 2 | 京都府木津川市 | 議員 | 1 |
| 15 7 | 22.08.0 2 | 京都府京田辺市 | 議員 | 2 |
| 15 8 | 22.08.0 4 | 奈良県葛城市 | 議員 | 6(他隨2) |
| 15 9 | 22.08.0 5 | 長崎県長崎市 | 議員 | 1 |
| 16 0 | 22.08.0 5 | 青森県八戸市 | 職員 | 1 |
| 16 1 | 22.08.1 0 | 神奈川県平塚市 | 職員 | 2 |
| 16 2 | 22.08.1 8 | 岐阜県各務原市 | 議員 | 3 |
| 16 3 | 22.08.1 9 | 山形県河北町 | 議員 | 8(他隨3) |
| 16 4 | 22.08.2 0 | 埼玉県越谷市 | 職員・社協職員 | 4・社協4 |
| 16 5 | 22.10.1 8 | 福岡県大牟田市 | 議員 | 5 |
| 16 6 | 22.11.0 1 | 長崎県大村市 | 議員 | 5(他隨1) |
| 16 7 | 22.11.0 4 | 埼玉県越谷市 | 議員 | 1 |
| 16 8 | 22.11.0 4 | 宮崎県宮崎市 | 職員 | 1 |
| 16 9 | 22.11.0 5 | 東京都国分寺市 | 職員 | 3 |
| 17 0 | 22.11.1 2 | 滋賀県近江八幡市 | 議員 | 10(他隨3) |
| 17 1 | 22.11.1 5 | 埼玉県吉川市 | 職員・社協職員 | 3・社協2 |
| 17 2 | 22.11.1 6 | 岐阜県垂井町 | 議員 | 6(他隨3) |
| 17 3 | 22.11.1 8 | 滋賀県大津市 | 議員 | 11 |
| 17 4 | 22.11.1 9 | 愛知県豊田市 | 職員 | 1 |

| | | | | |
|---------|--------------|----------|-----------------|----------------|
| 17 5 | 22.11.2 4 | 岩手県釜石市 | 議員 | 2 |
| 17 6 | 22.11.2 4 | 岩手県花巻市 | 議員 | 1 |
| 17 7 | 22.12.0 2 | 北海道幕別町 | 職員 | 2 |
| 17 8 | 22.12.0 9 | 岩手県 | 職員 | 2 |
| 17 9 | 22.12.2 2 | 高知県高知市 | 職員 | 3 |
| 18 0 | 22.12.2 4 | 埼玉県新座市 | 職員・社協職員 社福職員 | 2・社協 1・社福 2 |
| 18 1 | 23.01.1 9 | 沖縄県沖縄市 | 議員 | 7(他隨1) |
| 18 2 | 23.01.2 7 | 広島県尾道市 | 議員 | 1 |
| 18 3 | 23.01.2 7 | 兵庫県姫路市 | 職員 | 2 |
| 18 4 | 23.02.0 9 | 福島県いわき市 | 職員 | 2 |
| 18 5 | 23.02.0 9 | 岐阜県美濃加茂市 | 議員 | 12 |
| 18 6 | 23.06.0 7 | 宮崎県宮崎市 | 議員 | 6 |
| 18 7 | 23.07.0 4 | 北海道札幌市 | 議員 | 5 |
| 18 8 | 23.07.0 5 | 大阪府豊中市 | 議員 | 9(他隨1) |
| 18 9 | 23.07.0 6 | 静岡県藤枝市 | 職員 | 3 |
| 19 0 | 23.08.0 4 | 静岡県浜松市 | 職員 | 2 |
| 19 1 | 23.08.0 4 | 鹿児島県西之表市 | 職員 | 4(他県職員1) |
| 19 2 | 23.08.0 5 | 福岡県北九州市 | 職員 | 2 |
| 19 3 | 23.08.0 8 | 京都府城陽市 | 議員 | 7(他隨1) |
| 19 4 | 23.08.1 0 | 広島県呉市 | 議員 | 9(他隨2) |
| 19 5 | 23.08.2 4 | 鳥取県鳥取市 | 職員 | 2 |
| 19 6 | 23.09.0 6 | 東京都多摩市 | 職員 | 2 |

| | | | | |
|---------|--------------|-------------|----|---------|
| 19 7 | 23.09.0 8 | 高知県 | 職員 | 2 |
| 19 8 | 23.10.0 4 | 島根県松江市 | 議員 | 8(他隨1) |
| 19 9 | 23.10.0 7 | 長野県千曲市 | 議員 | 8(他隨1) |
| 20 0 | 23.10.0 7 | 大阪府豊中市 | 職員 | 2 |
| 20 1 | 23.10.1 1 | 愛知県豊川市 | 議員 | 3 |
| 20 2 | 23.10.1 3 | 石川県七尾市 | 議員 | 8(他隨1) |
| 20 3 | 23.10.1 2 | 岡山県新見市 | 議員 | 7(他隨2) |
| 20 4 | 23.10.1 9 | 新潟県燕市 | 議員 | 7(他隨1) |
| 20 5 | 23.11.0 1 | 埼玉県戸田市 | 議員 | 6(他隨1) |
| 20 6 | 23.11.0 9 | 滋賀県長浜市 | 職員 | 4 |
| 20 7 | 23.11.1 0 | 北海道大雪地区広域連合 | 職員 | 5 |
| 20 8 | 23.11.1 4 | 東京都三鷹市 | 議員 | 7(他隨2) |
| 20 9 | 23.12.2 0 | 群馬県伊勢崎市 | 議員 | 3 |
| 21 0 | 23.12.2 2 | 愛知県半田市 | 議員 | 1 |
| 21 1 | 24.02.0 7 | 兵庫県三木市 | 議員 | 3 |
| 21 2 | 24.02.0 8 | 大分県中津市 | 議員 | 7 |
| 21 3 | 24.02.1 6 | 愛知県豊田市 | 議員 | 1 |
| 21 4 | 24.02.2 0 | 鳥取県倉吉市 | 議員 | 8 |
| 21 5 | 24.02.2 1 | 栃木県足利市 | 議員 | 3 |
| 21 6 | 24.03.0 8 | 福岡県古賀市 | 職員 | 1 |
| 21 7 | 24.05.0 8 | 千葉県八街市 | 議員 | 14(他隨2) |
| 21 8 | 24.05.1 0 | 高知県高知市 | 議員 | 2 |

| | | | | |
|---------|----------------|----------------|----|---------|
| 21 9 | 24. 05. 1 6 | 東京都調布市 | 議員 | 1 |
| 22 0 | 24. 05. 2 1 | 新潟県胎内市 | 議員 | 6(他隨 1) |
| 22 1 | 24. 05. 2 8 | 愛知県春日井市 | 議員 | 2 |
| 22 2 | 24. 07. 0 5 | 神奈川県伊勢原市 | 議員 | 7(他隨 1) |
| 22 3 | 24. 07. 1 0 | 佐賀県伊万里市 | 議員 | 8(他隨 1) |
| 22 4 | 24. 07. 1 3 | 神奈川県小田原市 | 職員 | 1 |
| 22 5 | 24. 07. 1 9 | 北海道芽室町 | 職員 | 4 |
| 22 6 | 24. 07. 1 9 | 北海道豊富町 | 職員 | 3 |
| 22 7 | 24. 07. 2 3 | 兵庫県尼崎市 | 議員 | 4 |
| 22 8 | 24. 07. 2 6 | 長野県長野市 | 議員 | 5 |
| 22 9 | 24. 07. 3 0 | 秋田県横手市 | 議員 | 1 |
| 23 0 | 24. 08. 1 0 | 大阪府摂津市 | 議員 | 6(他隨 2) |
| 23 1 | 24. 10. 0 1 | 愛知県日進市 | 議員 | 1 |
| 23 2 | 24. 10. 0 4 | 京都府福知山市 | 議員 | 6(他隨 1) |
| 23 3 | 24. 10. 1 9 | 富山県魚津市 | 議員 | 6(他隨 2) |
| 23 4 | 24. 10. 2 3 | 長野県坂城町・飯綱町・飯山市 | 議員 | 3 |
| 23 5 | 24. 11. 0 7 | 山形県東根市 | 議員 | 4 |
| 23 6 | 24. 11. 1 6 | 愛知県日進市 | 議員 | 3 |
| 23 7 | 24. 12. 1 2 | 長崎県大村市 | 職員 | 1 |
| 23 8 | 25. 01. 2 3 | 山形県鶴岡市 | 議員 | 3 |
| 23 9 | 25. 01. 2 5 | 愛知県蒲郡市 | 議員 | 3 |
| 24 0 | 25. 01. 3 0 | 茨城県牛久市 | 議員 | 6(他隨 1) |

| | | | | |
|---------|----------------|---------------------|----|----------|
| 24 1 | 25. 02. 0 7 | 岩手県盛岡市 | 議員 | 2 |
| 24 2 | 25. 02. 1 5 | 北海道恵庭市 | 職員 | 1 |
| 24 3 | 25. 04. 2 3 | 滋賀県大津市 | 議員 | 5 |
| 24 4 | 25. 07. 1 0 | 愛媛県新居浜市 | 議員 | 7(他隨 2) |
| 24 5 | 25. 07. 1 6 | 愛媛県西予市 | 議員 | 6(他隨 3) |
| 24 6 | 25. 07. 2 4 | 滋賀県野洲市 | 職員 | 3 |
| 24 7 | 25. 07. 2 5 | 千葉県香取市 | 議員 | 8(他隨 2) |
| 24 8 | 25. 07. 2 6 | 愛知県津島市 | 議員 | 6(他隨 2) |
| 24 9 | 25. 08. 0 9 | 富山県南砺市 | 議員 | 9 |
| 25 0 | 25. 10. 0 7 | 愛知県一宮市 | 議員 | 9(他隨 4) |
| 25 1 | 25. 10. 0 8 | 大分県日田氏 | 議員 | 6(他隨 2) |
| 25 2 | 25. 10. 0 1 | 茨城県つくば市 | 職員 | 7 |
| 25 3 | 25. 11. 1 3 | 石川県小松市 | 議員 | 6(他隨 1) |
| 25 4 | 25. 11. 0 8 | 埼玉県神川町 | 議員 | 12(他隨 1) |
| 25 5 | 25. 10. 2 3 | 福岡県みやま市 | 議員 | 6(他隨 1) |
| 25 6 | 25. 10. 2 1 | 高知県土佐市 | 議員 | 8(他隨 1) |
| 25 7 | 25. 10. 1 0 | 福井県敦賀市 | 議員 | 7(他隨 1) |
| 25 8 | 25. 10. 3 0 | 山口県下関市 | 議員 | 1(他隨 1) |
| 25 9 | 25. 10. 2 2 | 熊本県合志市 | 職員 | 2 |
| 26 0 | 25. 11. 1 1 | 千葉県 市川市、鎌ヶ谷市、浦安市 | 議員 | 3 |
| 26 1 | 25. 10. 2 3 | 福岡県みやま市 | 議員 | 5(他隨 1) |
| 26 2 | 25. 11. 1 3 | 石川県小松市 | 議員 | 6(他隨 1) |

| | | | | |
|---------|----------------|------------------|----|--------|
| 26 3 | 25. 11. 1 9 | 佐賀県伊万里市 | 議員 | 4 |
| 26 4 | 25. 10. 2 4 | 愛知県安城市 | 職員 | 1 |
| 26 5 | 25. 11. 0 7 | 愛知県長久手市 | 職員 | 6 |
| 26 6 | 26. 02. 0 6 | 新潟市社会福祉協議会 | 職員 | 4 |
| 26 7 | 26. 05. 2 1 | 埼玉県児玉郡神川町 | 職員 | 7~8 |
| 26 8 | 26. 06. 1 6 | 日本テレビ | 職員 | 2 |
| 26 9 | 26. 07. 0 4 | 石川県健康福祉部（講師登壇） | 職員 | 80 |
| 27 0 | 26. 07. 2 2 | 山口県下松市 | 議員 | 11 |
| 27 1 | 26. 07. 2 5 | 吉祥寺西地域福祉活動推進協議会 | 職員 | 25 |
| 27 2 | 26. 07. 2 5 | 北海道音更町地域包括支援センター | 職員 | 2 |
| 27 3 | 26. 07. 3 1 | 宮城県女川町 | 議員 | 9 |
| 27 4 | 26. 08. 0 1 | 長野県中野市 | 議員 | 6（他随1） |
| 27 5 | 26. 08. 0 5 | （株）道銀地域総合研究所 | 職員 | 2 |
| 27 6 | 26. 08. 0 8 | 山口県光市 | 職員 | 4 |
| 27 7 | 26. 08. 2 9 | 神奈川県藤沢市 | 議員 | 1 |
| 27 8 | 26. 09. 2 9 | 山口大学大学院 | 学生 | 1 |
| 27 9 | 26. 10. 0 7 | 北海道釧路郡釧路町 | 職員 | 2 |
| 28 0 | 26. 10. 0 7 | 沖縄県糸満市 | 議員 | 5 |
| 28 1 | 26. 10. 0 9 | 佐賀県鳥栖市 | 職員 | 2 |
| 28 2 | 26. 10. 0 9 | 宮城県利府町 | 議員 | 8 |
| 28 3 | 26. 10. 1 5 | 富山県砺波市 | 議員 | 8 |
| 28 4 | 26. 10. 2 7 | 三重県伊勢市 | 議員 | 4 |
| 28 | 26. 11. 0 | 長野県東御市 | 職員 | 7 |

| | | | | |
|---------|----------------|----------------|----|-----------|
| 5 | 5 | | | |
| 28 6 | 26. 12. | 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町 | 職員 | |
| 28 7 | 27. 01. 2 0 | 広島県府中市 | 議員 | 8 |
| 28 8 | 27. 02. 1 9 | 千葉県長生村社会福祉協議会 | 職員 | 30 |
| 28 9 | 27. 02. 0 3 | 滋賀県草津市草津未来研究所 | 職員 | 1 |
| 29 0 | 27. 02. 2 0 | 三重県伊勢市 | 職員 | 4 |
| 29 1 | 27. 03. 1 0 | 北海道足寄郡足寄町 | 職員 | 3 |
| 29 2 | 27. 06. 0 8 | 東京都武蔵野市 | 職員 | 3 |
| 29 3 | 27. 07. 1 7 | 特別区協議会 | 職員 | 4 |
| 29 4 | 27. 07. 2 3 | 広島県福山市 | 議員 | 10 (他隋 2) |
| 29 5 | 27. 08. 2 0 | 慶應義塾大学 | 学生 | 1 |
| 29 6 | 27. 09. 0 8 | 日経BPクリーンテック研究所 | 職員 | 12 |
| 29 7 | 27. 10. 0 7 | 千葉県富里市 | 議員 | 9 (他隋 3) |
| 29 8 | 27. 10. 2 1 | 北海道幕別町 | 議員 | 7 (他隋 2) |
| 29 9 | 27. 10. 2 8 | 北海道長沼町 | 議員 | 9 |
| 30 0 | 27. 10. 3 0 | 愛知県半田市 | 議員 | 7 (他隋 2) |
| 30 1 | 27. 11. 1 1 | 福岡県春日市 | 議員 | 6 (他隋 1) |
| 30 2 | 27. 11. 1 7 | 新潟県湯沢町 | 議員 | 9 (他隋 2) |
| 30 3 | 28. 01. 1 4 | 北海道帯広市 | 職員 | 5 |
| 30 4 | 28. 02. 1 0 | 岡山県早島町 | 議員 | 10 (他隋 1) |
| 30 5 | 28. 04. 2 8 | 厚生労働省 | 職員 | 3 |
| 30 6 | 28. 05. 1 2 | 福岡県志免町 | 議員 | 9 |
| 30 7 | 28. 05. 1 9 | 北海道美幌町 | 議員 | 8 |

| | | | | |
|---------|--------------|-------------------|------|----|
| 30 8 | 28.06.2 1 | 株式会社リクルート住まいカンパニ一 | 社員 | |
| 30 9 | 28.06.2 8 | 厚生労働省 | 職員 | 4 |
| 31 0 | 28.06.2 9 | 岩手県奥州市 | 職員 | 4 |
| 31 1 | 28.07.0 7 | 新潟県燕市 | 議員 | 10 |
| 31 2 | 28.07.2 0 | 石川県白山市 | 議員 | 9 |
| 31 3 | 28.08.1 0 | 福島県須賀川市 | 職員 | 2 |
| 31 4 | 28.09.1 2 | 京都大学財政研 | 学生 | 18 |
| 31 5 | 28.10.0 6 | 岐阜県垂井町 | 職員 | 4 |
| 31 6 | 28.10.1 9 | 登別市社会福祉協議会 | 職員 | 3 |
| 31 7 | 28.10.2 4 | 熊本県菊池市 | 議員 | 8 |
| 31 8 | 28.11.0 1 | 愛知県大府市 | 議員 | 8 |
| 31 9 | 28.11.0 9 | 岡山県玉野市 | 議員 | 10 |
| 32 0 | 28.11.1 6 | 長野県宮田村 | 議員 | 6 |
| 32 1 | 28.11.2 2 | 宮崎県木城町 | 議員 | 7 |
| 32 2 | 28.12.2 0 | 東京都中野区 | 議員 | 5 |
| 32 3 | 29.01.2 7 | 岩手県釜石市 | 議員 | 2 |
| 32 4 | 29.01.3 0 | 宮崎県えびの市 | 議員 | 7 |
| 32 5 | 29.02.0 7 | 富山テレビ | 社員 | |
| 32 6 | 29.06.0 1 | 岩沼市民生児童委員 | 民生委員 | 36 |
| 32 7 | 30.04.1 9 | NHK | 社員 | 1 |
| 32 8 | 30.04.2 6 | NHK | 社員 | 3 |
| 32 9 | 30.05.1 6 | 宮城県亘理町 | 議員 | 7 |
| 33 | 30.05.2 | 香川県観音寺市 | 議員 | 7 |

| | | | | |
|----|--------------|------------------------|-----|----|
| 0 | 2 | | | |
| 33 | 30.07.1 1 | 兵庫県 | 議員 | 1 |
| 33 | 30.07.1 2 | 愛知県扶桑町 | 議員 | 8 |
| 33 | 30.08.0 3 | 愛知県豊田市 | 議員 | 2 |
| 33 | 30.10.0 4 | 愛知県額田郡幸田町 | 職員 | 2 |
| 33 | 30.10.1 5 | 福島県本宮市 | 職員 | 5 |
| 33 | 30.10.1 6 | 静岡県三島市 | 議員 | 2 |
| 33 | 30.10.1 7 | 日立システムズ | 社員 | 5 |
| 33 | 30.10.2 8 | 九州産業大学経済学部 | 准教授 | 1 |
| 33 | 30.10.3 9 | 宮城県蔵王町 | 議員 | 7 |
| 34 | 30.11.1 0 | 大阪府泉佐野市 | 議員 | 11 |
| 34 | 30.11.1 1 | 山口県美祢市 | 議員 | 5 |
| 34 | 31.01.2 2 | 台湾私立朝陽科技大学 | 准教授 | 1 |
| 34 | 31.01.2 3 | 沖縄県那覇市 | 議員 | 7 |
| 34 | 31.03.1 4 | 宮崎県小林市 | 職員 | 5 |
| 34 | 31.05.1 5 | SOMPO Digital Lab, Inc | CEO | 1 |
| 34 | 01.07.1 6 | 関東信越厚生局・関東経済産業局 | 職員 | 5 |
| 34 | 01.08.2 7 | 船橋市ボランティア団体 | 市民 | 10 |
| 34 | 01.10.0 8 | 東三河広域連合議会 | 議員 | 15 |
| 34 | 01.10.0 9 | 山形県米沢市 | 議員 | 9 |
| 35 | 01.10.2 0 | 静岡県静岡市 | 議員 | 2 |
| 35 | 01.11.0 1 | 沖縄県豊見城市 | 議員 | 8 |
| 35 | 01.11.1 2 | 静岡県富士市 | 議員 | 4 |

| | | | | |
|---------|----------------|------------|-------|----------|
| 35 3 | 02. 01. 0 8 | デロイトトーマツ | | 1 |
| 35 4 | 02. 01. 3 0 | 海城中学 2 年生 | 学生 | 1 |
| 35 5 | 02. 02. 0 4 | 大阪府箕面市 | 議員・職員 | 9 |
| 35 6 | 04. 07. 2 6 | 岐阜県高山市 | 議員・職員 | 8 (他隋 2) |
| 35 7 | 04. 10. 2 7 | くすのき広域連合議会 | 議員・職員 | 4 (他隋 2) |
| 35 8 | 05. 01. 1 7 | 兵庫県高砂市 | 議員 | 2 |
| 35 9 | 05. 08. 1 0 | 宮城県東松島市 | 教授・職員 | 5 (他隋 3) |
| 36 0 | 05. 10. 0 2 | 大阪府高石市 | 議員・職員 | 8 (他隋 3) |
| 36 1 | 05. 11. 1 4 | 福岡県中間市 | 議員・職員 | 4 (他隋 3) |
| 36 2 | 06. 02. 0 8 | 愛知県岡崎市 | 議員 | 2 |
| 36 3 | 06. 05. 1 5 | 和歌山県岩出市 | 議員・職員 | 8 (他隋 1) |
| 36 4 | 06. 07. 2 9 | 周南公立大学 | 教授 | 1 |
| 36 5 | 06. 08. 2 1 | 埼玉県東松山市 | 議員 | 2 |
| 36 6 | 06. 10. 2 9 | 青森県つがる市 | 議員・職員 | 7 (他隋 1) |
| 36 7 | 06. 11. 0 8 | 北海道岩見沢市 | 議員・職員 | 8 (他隋 1) |
| 36 8 | 07. 02. 0 5 | 山口県防府市 | 議員 | 9 |

※網掛けは職種が議員の団体

稲城市介護支援ボランティア制度実施報告書

～令和6年度の運用状況について～

令和7年12月発行

稲城市福祉部高齢福祉課

〒206-8601 東京都稲城市東長沼2111番地

電話 042-378-2111（代表）

FAX 042-377-5677（代表）

ホームページ <http://www.city.inagi.tokyo.jp/>